

(資料編Ⅱ-2-8-1)

避難計画の作成上の留意事項（項目例）

- (1) 避難情報の発令を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難場所への経路及び誘導方法
- (4) 避難場所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、日用必需品の支給
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (5) 避難場所の管理・運営に関する事項
 - ア 管理・運営体制の確立
 - イ ボランティアの受入
 - ウ 避難収容中の秩序保持
 - エ 避難民に対する災害情報の伝達
 - オ 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - カ 避難民に対する各種相談業務
- (6) 広域避難地等の整備に関する事項
 - ア 収容施設
 - イ 給水施設
 - ウ 情報伝達施設
- (7) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - ア 平常時における広報
 - a 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - b 住民に対する巡回指導
 - c 防災訓練等
 - d SNSを活用した広報
 - イ 災害時における広報
 - a 広報車による周知
 - b 避難誘導員による現地広報
 - c 住民組織を通ずる広報
 - d SNSを活用した広報

(資料編Ⅱ-2-8-2)

集中豪雨時における情報伝達及び災害時要配慮者の避難支援に関する指針

1 目的

適切な避難情報の発令により、住民の迅速・円滑な避難を実現するため、市町村のマニュアル作成にかかる指針を定める。

また、高齢者、障害者、外国人、児童・生徒等災害時要配慮者（以下、「要配慮者」という）の避難支援に関し、関係者との連携、情報伝達体制の整備、要配慮者情報の共有及び避難支援プラン策定のため、市町村のマニュアル作成にかかる指針を定める。

2 基本的事項

(1) 集中豪雨時における情報伝達の考え方

- ア 市町村は、災害時に警戒すべき区間・箇所を特定する。
- イ 市町村は、避難すべき区域を定める。
- ウ 市町村は、避難情報の発令の判断基準を定める。
- エ 市町村は、避難情報の伝達方法を定める。

(2) 要配慮者の避難支援の考え方

- ア 市町村は、平素から水害対策を担う防災関係部局と要配慮者の避難支援を担う福祉関係部局との連携を図るとともに、消防団、自主防災組織、福祉関係者等への避難情報の情報伝達体制の整備を図る。
- イ 市町村は、要配慮者のプライバシーを尊重しながら、災害時には、生命、身体、財産の確保を最優先し、消防団員、自主防災組織、避難支援者等と要配慮者情報の共有・活用を図る。
- ウ 市町村は、要配慮者の避難支援プラン及び避難支援者を定め、災害時における情報伝達及び避難支援体制の整備を図る。
- エ 市町村は、福祉避難所の指定等、避難所における要配慮者の支援体制の整備を図る。
- オ 市町村は、ケアマネージャー等の福祉サービス提供者や保健師、看護師等の関係機関と連携し、福祉サービスの継続に必要な体制の確立を図る。

〇〇（市・町・村）避難勧告等情報の判断・伝達マニュアル（作成例）（令和3年5月改定）

第1 はじめに

このマニュアルは、水害や土砂災害から住民を守るために、これらの災害が発生する恐れがある場合等において、特に必要と認める地域の居住者等に対し、避難情報を発令するために必要な判断基準や対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達する方法について定めるものである。

1 用語の定義

このマニュアルにおいて、使用する用語の定義を次のとおり定める。

- 避難 : 災害から命を守るための行動
- 立退き避難 : 指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動
- 近隣の安全な場所 : 指定緊急避難場所ではないが、安全な親戚・知人宅、ホテルなどの近隣のより安全な場所・建物で浸水しない等
- 屋内安全確保 : その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動。自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まる「待避」や屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」を指し、居住者等がハザードマップやマイタイムライン(下記参考1、2参照)等を確認し、自らの判断でとる行動。以下の条件を満たされている必要がある。

- ・自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域（堤防決壊等により激しい氾濫流や河川浸食が発生する区域）に存していないこと
 - ・自宅等に浸水しない居室があること
 - ・自宅等が一定期間浸水することに伴う支障（食料等の確保や電気、ガス、トイレ等の使用）を許容できること
- 緊急安全確保 : 居住者等が適切なタイミングで立退き避難しなかった等のために、安全に避難できない可能性がある状況（災害が発生直前又は既に発生している可能性が高い等）に陥った場合に、相対的に安全な場所（自宅・近隣施設の少しでも高い場所等）へ避難すること。

2 居住者・施設管理者等に対して求める避難行動

種別	発令時の状況	居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	危険な場所から高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。またハザードマップ

		<p>やマイタイムライン(下記参考1、2参照)等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇の恐れがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難(指定緊急避難場所へ立退き避難または屋内安全確保)をすることが強く望まれる。
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 ・平時からハザードマップやマイタイムライン(下記参考1、2参照)等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生^{※1}又は切迫^{※2}している状況 <p>※1 災害発生 堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生</p> <p>※2 災害の切迫 水位の推定値等から河川が氾濫している可能性がある判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況</p>	<p><警戒レベル5 緊急安全確保が発令された場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。 ・災害が発生・切迫している状況を市町村が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイタイムライン(下記参考1、2参照)等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5 緊急安全確保が発令された際に取りるべき行動を検討する。

【参考1】国土交通省ハザードマップポータルサイト (<https://disaportal.gsi.go.jp/>)

ハザードマップポータルサイト
身のまわりの災害リスクを調べる

使い方

よくある質問

利用規約/オープンデータ配信▼

身のまわりの災害リスクを調べる

重ねるハザードマップ

洪水・土砂災害・高潮・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴・成り立ちなどを地図や写真に自由に重ねて表示します。

住所から探す 住所を入力することで、その地点の災害リスクを調べることができます

例：茨城県つくば市北郷1 / 国土地理院

現在地から探す 📍 現在地から探す

新機能（災害リスク情報のテキスト表示）について

地図から探す



地域のハザードマップを閲覧する

わがまちハザードマップ

市町村が法令に基づき作成・公開したハザードマップへリンクします。



都道府県 ▼

市町村 ▼

【参考2】マイ・タイムラインの例 (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0402/903-20091203-31.html>)

マイ・タイムラインをつくってみよう(例)

この記入例をもとに、右のマイ・タイムラインへ書き込んでみましょう！

	埼玉 家のマイ・タイムライン	妻 埼玉 花子 32 母 埼玉 ハト子 70	子 埼玉 彩太 5 母 埼玉 ハト子 70		状況 自宅は浸水想定区域の中で、浸水深は最大5.0m。 隣町(浸水想定区域外)に姉が住んでいる。
3日前 (台風発生)	2日前	1日前	発令	0時間前	
台風予報 警戒レベル 1発令	大雨注意報 洪水注意報 警戒レベル 2発令	大雨警報 洪水警報 警戒レベル 3発令	警戒レベル 4発令 高齢者等避難	警戒レベル 5発令 避難指示	大雨特別警報 警戒レベル 5発令 緊急安全確保
マイ・タイムライン ● 持出品の手当 ● 預け入れやすい物を家の中に入れる ● 気象情報確認 ● 川の情報・避難情報のチェック開始 (※) 自宅避難する場合は避難当手開始	● ハザードマップで避難経路を確認 ● 間に連絡する(避難する可能性を伝える) ● 川の情報・避難情報のチェック開始	避難開始 ● 近所に声をかけながら家の家へ避難開始 ● 避難場所まで距離がある、時間がかかる場合はレベル3から避難開始	【目安】 ・子どもや高齢者等避難に時間がかかる家族がいる場合は警戒レベル3から避難開始 ・避難場所まで距離がある、時間がかかる場合はレベル3から避難開始	● 家族4人で別の家に避難完了! ● 避難経路が浸水していたら朝ビル屋上層へ避難 ● 自宅周辺で浸水が始まっていたら隣のマンションの上の階に逃げ込む	【逃げ遅れた場合】 命の危険 直ちに安全確保 (少しでも高い場所へ移動)
気象情報 テレビ、スマホアプリ「まいタイムライン」 川の水位情報 埼玉県川の水位情報サービス「スマホアプリ」(11月15日現在) 避難情報 市の防災情報メール、市の公式SNS	【我が家の避難スイッチ】 「警戒レベル3」が発令されたら避難開始				
◎ 事前にできることを記入しよう		◎ 避難のタイミングを記入しよう ※ 警戒レベル4までに危険場所から必ず全員避難		◎ 情報の入手先を定めておこう	
◎ 警戒レベル3が発令されない場合もあるので、自分の家が危険だと感じた時に速やかに避難行動を取りましょう。					

3 避難情報発令の判断のため情報分析

避難情報を発令する際に、重要な参考情報となる防災気象情報等については、平時から情報を入手する手段を確認しておく。特に、氾濫危険情報、大雨警報（浸水害、土砂災害）および洪水警報の危険度分布といった避難情報に直結する防災気象情報等を迅速かつ確実に入手し、避難情報の発令判断に遅れを来さないようにしておく。

また、公開されている防災気象情報等が示す内容とその入手方法等について、居住者・施設管理者等にわかりやすく周知しておく。

災害の種別	避難情報の判断のために分析が必要な情報
全 般	<p>■ 気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/index.html 早期注意情報、気象警報・注意報、府県気象情報、降水短時間予報、台風情報（予想進路、接近見込み時刻）、大雨警報（浸水害、土砂災害）および洪水警報の危険度分布など</p> <p>■ 熊谷地方气象台とのホットライン（非公開） 24 時 間: (※防災関係機関のみ公開のため取扱注意) 平日日中：048-521-5858 災害の危険性が高まった際に气象台との情報連絡が可能</p>
水 害	<p>■ 川の防災情報（国土交通省） http://www.river.go.jp/ 河川の水位（実況）、流域平均雨量（累積）</p> <p>■ 埼玉県版 川の防災情報（河川砂防課） http://suibo.saitama-river.info 河川の水位（実況）、流域平均雨量（累積）</p> <p>■ 指定河川洪水予報 ○○県土整備事務所、国土交通省○○河川事務所、熊谷地方气象台などの関係機関から FAX で伝達 河川名と危険度のレベルに応じた情報名を組み合わせで発表</p> <p>■ 水位到達情報 ○○県土整備事務所から FAX で伝達 水位周知河川において避難判断水位（レベル3水位）等に到達したことを知らせる情報</p> <p>■ その他 河川の水位（3時間予測）：河川事務所又は県土整備事務所等より入手</p>
土砂災害	<p>■ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]） 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表されている状況で、土砂災害発生危険度がさらに高まったときに、避難情報の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と気象庁が共同で発表</p> <p>■ 埼玉県土砂災害警戒情報システム http://keikai.dosyabousai.pref.saitama.lg.jp/ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）を補足する情報（土砂災害発生危険度、土壌雨量指数等）</p>

第2 水害編

1 避難情報を判断する情報

(1) 洪水予報河川と水位周知河川

- ・洪水予報河川：水位や流量の予報が行われる河川 ○○川、△△川
- ・水位周知河川：現状の水位や流量の情報が提供される河川 ××川、○△川

(2) 避難判断の目安とする水位

- ・氾濫注意水位（レベル2水位）：氾濫の発生に対する注意を求める段階
- ・避難判断水位（レベル3水位）：警戒レベル3 高齢者等避難の発表判断の目安、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起
- ・氾濫危険水位（レベル4水位）：警戒レベル4 避難指示の発令判断の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位

(3) 避難情報を判断する情報

洪水による被害は河川水位の上昇に伴う堤防の決壊や溢水等によって発生するため、水位等の河川の状況や、堤防等の施設の異常に係る情報によって、避難情報の発令を判断する必要がある。

ア 水位情報

- ・洪水被害発生の恐れを判断するための情報としては、水位情報が最も基礎的な情報となる。
- ・洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずる恐れがあるものとして、指定された洪水予報河川と水位周知河川については、洪水の恐れがあると認められるときは、国・都道府県が水位等を示して警戒を呼びかけることになっている。具体的には、河川の主要な水位観測所毎に国・都道府県が設定した氾濫危険水位（レベル4水位）、避難判断水位（レベル3水位）等に到達したとき、または到達する見込みのときに氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報[洪水]）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報[洪水]）等として水位情報が提供され、氾濫発生が確認された場合に氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）が提供されるため、これを判断基準とする。（水位周知河川においては、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報[洪水]）以外の情報は発表されない場合がある。）
- ・その他河川等については、一般に氾濫危険水位（レベル4水位）、避難判断水位（レベル3水位）等は設定されておらず、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報[洪水]）、氾

濫警戒情報（警戒レベル3相当情報[洪水]）等は提供されていないが、危機管理型水位計等が設置されている場合には、避難情報の発令の基準となる水位を設定し発令基準とするほか、水防活動開始の目安となる水位が氾濫注意水位（レベル2水位）として設定されている場合には、当該水位への到達状況を参考にする。

- ・水位の観測や基準となる水位の設定がされていない場合は、水位に代わる情報として、カメラ画像、水防団からの報告等の現地情報を活用した上で、洪水警報の危険度分布や雨量情報を参考とする。

イ 堤防等の施設に係る情報

- ・堤防等の施設の異常が確認された場合には、水位や雨量の状況にかかわらず、躊躇なく警戒レベル4避難指示等を発令する。
- ・合流先の河川水位が上昇した場合には水門で逆流を防止した上で排水機場により合流先河川へと排水する方法をとっている河川においては、排水先河川の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）等を越えそうになると、排水先河川の堤防決壊を防止するために排水機場の運転を停止せざるを得なくなる場合がある。このような場合においては、当該河川の排水ができなくなり氾濫の恐れが急激に高まるため、警戒レベル5緊急安全確保を発令する。
- ・ダム洪水調節容量を使い切る見込みとなり、ダムへの流入量と同程度のダム流下量（放流量）とする異常洪水時防災操作に移行する場合は、ダム管理者から伝達される放流情報等をもとに避難情報を発令する。

また、防災重点ため池については、ため池の管理者等から報告される情報（水位や施設の状況等）をもとに避難情報を発令する。

ウ 台風情報、洪水警報等

- ・台風情報や洪水警報等については、防災体制や水防体制の確保や、夜間・早朝の避難行動が想定される場合における夕刻時点で警戒レベル3高齢者等避難を発令する際の判断材料とする。
- ・大雨特別警報（浸水害）は、警戒レベル4避難指示に相当する気象状況の次元をはるかに超える大雨に対して発表されるものであり、その発表時では、既に避難情報が発令されているものと想定され、また、ほとんどの場合、既に災害が発生している状況で発表されていることから、災害が既に発生している蓋然性が極めて高く、避難情報が発令されているにもかかわらず浸水想定区域など災害の危険性が認められている場所からまだ避難できていない場合は直ちに命を守る行動をとる必要があり、想定する最大規模の災害を考慮し、通常、災害が起きないと思われているような場所においても災害の危険度が高まることに留意する。

エ 大雨注意報（警戒レベル2）・大雨警報（警戒レベル3相当情報）

洪水注意報（警戒レベル2）・洪水警報（警戒レベル3相当情報）

- ・過去の実績や地理的要因を踏まえ、判断の参考情報として活用する。

さらに、関係機関等から伝達される以下の情報についても避難情報発令の判断に活用する。

- ・水防法等に基づく国、県からの情報伝達
- ・水防団等からの現地の情報
- ・河川管理者等からの情報提供

2 避難情報の発令対象区域

(1) 警戒を要する区間と箇所

〇〇川（洪水予報河川、水位周知河川）

<p>(1) 警戒すべき区間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・右岸 □□市〇〇橋から△△町〇〇堰 <p>(2) 〇〇川の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上流〇〇地域（代表雨量観測所□□）に降った雨が約〇時間後に到達 ・上流〇〇地域の総雨量が**mmを超えると下流水位が危険水位を上回る恐れ <p>(3) 施設の整備状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全川にわたり、堤防が計画より約1m低い <p>(4) 特に注意を要する区間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要水防箇所（〇〇橋下流1km付近（旧河道跡）、堤防が低い） ・〇〇橋（桁下高が低く平成〇年出水で流木により閉塞：上流で越水氾濫）

内水氾濫

<p>(1) 警戒すべき区間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・□□川流域 〇〇地区、△△地区 ・△△市 □□地区、〇〇地区 <p>(2) 内水氾濫等の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・越水した水は、地盤高の低い△△地区に集中し、急激に浸水位が上昇 ・□□川の〇〇排水機場は、本川〇〇川の□□地点水位が〇mの時に運転停止

(2) 立退き避難が必要な区域

〇〇川（洪水予報河川、水位周知河川）

避難区域	対象地区	備考
浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋	〇〇地区、△△地区、 ××地区、・・・	〇〇地区には〇〇病院あり

浸水深が概ね 3m を超える区域の 2 階建て家屋	○△地区、○×地区、 ○□地区、・・・	□△地区、○×地区は隣接する××市の□ □川右岸からの氾濫流の影響も受ける
長時間深い浸水が続くことが想定される区域	□□地区、□△地区、 □×地区、・・・	□□地区、□△地区は内水氾濫常襲地帯でもある
堤防から○m の範囲	△□地区、×△地区、 ×□地区	破堤後の氾濫流の到達が早く、破壊力も大きい

内水地域

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
浸水深が概ね 0.5m を超える区域の平屋家屋	○○地区、××地区、 ・・・	床上浸水	関連する排水機場等 (○○地区：○×排水機場、 ××地区：×□水門)
浸水深が概ね 3m を超える区域の 2 階建て家屋	△△地区、・・・	平屋水没	関連する排水機場等 (△△地区：△×排水機場)
地下鉄、地下街、建物の地下部分	□□地区、・・・	水没	関連する排水機場等 (□□地区：□×排水機場)

3 避難情報の発令の判断基準

A 川（洪水予報河川の場合）

河川名	A 川 B 水位観測所
対象地区	○○地区、△△地区、××地区、・・・
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	<p>【設定例】</p> <p>1～5 のいずれかに該当する場合に、警戒レベル 3 高齢者等避難を発令する。</p> <p>1：指定河川洪水予報により、A 川の B 水位観測所の水位が避難判断水位（レベル 3 水位）である○○m に到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合</p> <p>2：指定河川洪水予報の水位予測により、A 川の B 水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル 4 水位）に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫の恐れのある場合）</p> <p>3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合</p> <p>4：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p>

	<p>5：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（発令基準1～4に該当する状況等が見込まれる場合）</p> <p>〔上記で例示した設定例に加え、各市町村が工夫して独自の基準を追加してもよい。〕</p> <p>※避難判断水位（レベル3水位）は、指定緊急避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。</p> <p>※夜間・早朝に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、夜間・早朝における避難時のリスクが増大することを踏まえて、空振りを恐れず、その前の日没前までに警戒レベル3高齢者等避難を発令する。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>【設定例】</p> <p>1～7のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>1：指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である〇〇mに到達したと発表された場合（又は当該市町村・区域の危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合）</p> <p>2：A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である〇〇mに到達していないものの、A川のB水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である〇〇mに到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険個所における水位が堤防天端高（または背後地盤高）に到達することが予想される場合）</p> <p>3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合</p> <p>4：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5：〇〇ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（発令基準1～4に該当する状況等が見込まれる場合）</p> <p>7：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることのないよう</p>

	<p>暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>6については、対象市町村の地域状況を勘案し、基準とするかを判断する。</p> <p>上記で例示した設定例に加え、各市町村が工夫して独自の基準を追加してもよい。</p> <p>※氾濫危険水位（レベル4水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の恐れのある水位であることから、その後の水位上昇の見込みにかかわらず、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。</p> <p>※夜間・早朝に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が想定される場合には、夜間・早朝における避難時のリスクが増大することを踏まえて、空振りを恐れず、その前の日没前までに警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※気象状況の急変等による場合は、夜間であっても、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>【設定例】</p> <p>「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、次に該当する場合が考えられる。ただし以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>(災害が発生直前またはすでに発生している恐れがある場合)</p> <p>1：A川のB水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である〇〇mに到達した場合（計算上、個別に定める危険個所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</p> <p>氾濫開始相当水位に到達した場合は、堤防決壊につながるものが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令材料とする。</p> <p>また、河川事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが明らかな場合は、到達前に発令することを妨げるものではない。</p> <p>ただし、切迫した状況下では、河川事務所等から適切な助言を受けられることを保証するものではないことから、平時から明確な発</p>

	<p>令基準を定め、緊急時に発令判断を行うようにすることが望ましい。</p> <p>2：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>3：堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・滑り等により決壊の恐れが高まった場合</p> <p>4：樋門・水門等の施設の機能支障が派遣された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>（災害の発生を確認）</p> <p>5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）や水防団からの報告等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</p> <p>なお、大河川においては、河川から離れた市町村及び下流域の市町村が警戒レベル4避難指示を発令していない状況で氾濫が発生した場合、到達までに時間的猶予があることから、市町村の実情に応じて氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）をもとに警戒レベル4避難指示を発令することも考えられる。</p> <p>そのため、平時から浸水ナビや河川事務所等の助言を踏まえ、予め氾濫水の到達時間を把握しておくことが望ましい。</p> <p>※ 発令基準1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取り得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>
避難指示等の解除	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本とする。 ・堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫の恐れがなくなった段階を基本とする。

A川（水位周知河川の場合）

河川名	A川 B水位観測所
対象地区	〇〇地区、××地区、〇△地区、△△地区、□□地区、・・・
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>【設定例】</p> <p>1～4のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。</p> <p>1：A 川の B 水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である〇〇m に到達した場合</p> <p>2：A 川の B 水位観測所の水位が一定の水位（〇〇m）を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇の恐れがある場合</p> <p>①B 地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②A 川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>③B 地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm 以上、または時間雨量が〇〇mm 以上となる場合）</p> <p>3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（発令基準1～3に該当する状況が見込まれる場合）</p> <p>水位が設定されていない場合、1、2の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の①～③を参考に目安とする基準を設定し、発令する。</p> <p>2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つまたは複数選択する。また、「一定の水位」は、河川管理者と相談の上、設定しておく。この際、水防団待機水位等の数値を適用することも考えられる。</p> <p>上記で例示した設定例に加え、各市町村が工夫して独自の基準を追加してもよい。</p> <p>※避難判断水位（レベル3水位）は、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。</p> <p>※夜間・早朝に警戒レベル3 高齢者等を発令するような状況が想定される場合には、夜間・早朝における避難時のリスクが増大することを踏</p>

	<p>まえて、空振りを恐れず、その前の日没前までに警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。</p>
<p>避難指示</p>	<p>【設定例】</p> <p>1～6のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> <p>1：A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）（洪水特別警戒水位）である〇〇mに到達した場合</p> <p>2：A川のB水位観測所の水位が一定の水位（〇〇m）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇の恐れがある場合</p> <p>①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②A川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合）</p> <p>3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：〇〇ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>5：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（発令基準1～3に該当する状況等が見込まれる場合）</p> <p>6：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることのないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択する。また、「一定の水位」は、河川管理者と相談の上、設定しておく。この際、氾濫注意水位等の数値を適用することも考えられる。</p> <p>5については、対象市町村の地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p> <p>上記で例示した設定例に加え、各市町村が工夫して独自の基準を追加してもよい。</p>

	<p>※氾濫危険水位（レベル4水位）（洪水特別警戒水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の恐れのある水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。</p> <p>※夜間・早朝に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が想定される場合には、夜間・早朝における避難時のリスクが増大することを踏まえて、空振りを恐れず、その前の日没前までに警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※気象状況の急変等による場合は、夜間であっても、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>【設定例】</p> <p>「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、次に該当する場合が考えられる。ただし以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>（災害が発生直前またはすでに発生している恐れがある場合）</p> <p>1：A川のB水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である〇〇mに到達した場合（計算上、個別に定める危険個所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</p> <p>氾濫開始相当水位に到達した場合は、堤防決壊につながるものが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令材料とする。</p> <p>また、河川事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが明らかな場合は、到達前に発令することを妨げるものではない。</p> <p>ただし、切迫した状況下では、河川事務所等から適切な助言を受けられることを保証するものではないことから、平時から明確な発令基準を定め、緊急時に発令判断を行うようにすることが望ましい。</p> <p>2：堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・滑り等により決壊の恐れが高まった場合</p> <p>3：樋門・水門等の施設の機能支障が派遣された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>（災害の発生を確認）</p> <p>4：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）や水防団からの報告等</p>

	<p>を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする</p> <p>※ 発令基準1～3を理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準4の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取り得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>
<p>避難指示等の解除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本とする。 ・堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫の恐れがなくなった段階を基本とする。

A川（その他の河川等）

河川名	A川
対象地区	〇〇地区、××地区、〇△地区、△△地区、□□地区、・・・
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	<p>【設定例】</p> <p>1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。</p> <p>1：A 川の B 水位観測所の水位が一定の水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇の恐れがある場合</p> <p>①B 地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合</p> <p>②A 川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>③B 地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm 以上、または時間雨量が〇〇mm 以上となる場合）</p> <p>2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（発令基準1～3に該当する状況が見込まれる場合）</p> <p>1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択する。</p> <p>また、「一定の水位」は、河川管理者と相談の上、設定しておく。この際、水防団待機水位等の数値を適用することも考えられる。</p> <p>水位を観測していない場合、1の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の②または③を参考に目安とする基準を設定して発令する。</p> <p>上記で例示した設定例に加え、各市町村が工夫して独自の基準を追加してもよい。</p> <p>※警戒レベル3 高齢者等避難は、要配慮者に立退き避難の開始を求め、その他の居住者等に避難準備を求めるものであるが、急激な水位上昇により突発性が高く精確な事前予測が困難な河川沿いの居住者については、警戒レベル3 高齢者等避難の段階から自発的な避難を促す。</p> <p>※夜間・早朝に警戒レベル3 高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、夜間・早朝における避難時のリスクが増大する</p>

	<p>ことを踏まえて、空振りを恐れず、その前の日没前までに警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>【設定例】</p> <p>1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> <p>1：A 川のB 水位観測所の水位が一定の水位（〇〇m）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇の恐れがある場合</p> <p>①B 地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合</p> <p>②A 川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>③B 地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm 以上、または時間雨量が〇〇mm 以上となる場合）</p> <p>2：異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3：〇〇ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>4：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（発令基準1～3に該当する状況等が見込まれる場合）</p> <p>5：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることのないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>①については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択する。また、「一定の水位」は、河川管理者と相談の上、設定しておく。この際、氾濫注意水位等の数値を適用することも考えられる。</p> <p>4については、対象市町村の地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p> <p>水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②または③を参考に目安とする基準を設定し、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。なお、上記で例示した設定例に加え、各市町村が工夫して独自の基準を追加してもよい。</p>

	<p>※その他河川等においては、水位周知河川とは異なり、氾濫危険水位（レベル4水位）や避難判断水位（レベル3水位）が設定されていないため、当該水位への到達情報を判断材料とすることはできないが、水位を観測している河川や、水防団待機水位（通報水位）や氾濫注意水位（警戒水位）（レベル2水位）を設定している河川がある。このような河川については、河川管理者と相談の上、一定の水位を設定しておき、それを越えて水位上昇の恐れがある場合には、警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※夜間・早朝に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が想定される場合には、夜間・早朝における避難時のリスクが増大することを踏まえて、空振りを恐れず、その前日没前までに警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※気象状況の急変等による場合は、夜間であっても、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>【設定例】</p> <p>「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、次に該当する場合が考えられる。ただし以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>1：A川のB水位観測所の水位が、堤防高（又は背後地盤高）である〇〇mに到達した場合（越水・溢水の恐れのある場合）</p> <p>2：堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・滑り等により決壊の恐れが高まった場合</p> <p>3：樋門・水門等の施設の機能支障が派遣された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>4：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 （災害の発生を確認）</p> <p>5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）や水防団からの報告等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする</p>

	<p>4について、水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれかによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて浸水害の特別警報の対象としており、市町村単位で発表される。発令対象区域は氾濫により浸水する可能性がある範囲に限定したうえで、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。</p> <p>※ 発令基準1～4を理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取り得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>
避難指示等の解除	<ul style="list-style-type: none"> ・当該河川の水位が十分に下がり、かつ、当該河川の流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合を基本とする。

その他

水位周知下水道	<ul style="list-style-type: none">・水位周知下水道における内水氾濫については、内水氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合に内水氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報[内水氾濫]）が発表されるため、この水位情報を基本としつつ、雨量情報や大雨警報（浸水害）の危険度分布等も参考に、警戒レベル4避難指示を発令する。・大雨警報（浸水害）の危険度分布は、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料になりえる。・重大な被害が生じることが想定される場合等は、警戒レベル5緊急安全確保を発令する。・下水道は流域面積が相当小さく、降雨により急激に水位が上昇するケースが多いため、それに備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておく。 <p><避難指示等の解除></p> <ul style="list-style-type: none">・当該下水道の水位が十分に下がり、かつ、降雨がほとんど予想されない場合を基本とする。
---------	--

4 避難情報の伝達内容

<避難情報の伝達文の例>

① 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例

■緊急放送！緊急放送！（又は警戒レベル3！、警戒レベル3！）

■こちらは、〇〇市です。

■〇〇川が増水し氾濫する恐れがあるため、〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました）

■〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる高齢者や障害のある方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。

■ハザードマップやマイタイムライン(P. 4 参照)を確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。

■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難してください。

■特に※急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになる恐れがある方は、自主的に避難してください。（※地域の状況に応じた表現で伝達する。）

② 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）

■こちらは、〇〇市です。

■〇〇川が（堤防決壊等により）氾濫する恐れが高まったため、〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。

■〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。

■ハザードマップやマイタイムライン(P. 4 参照)を確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。

■ただし、避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど身の安全を確保してください※。

（※警戒レベル5緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。）

③ 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

(河川氾濫を確認した状況)

- 緊急放送！緊急放送！（又は、氾濫発生！氾濫発生！）
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる方は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動する等、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取りうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

(河川氾濫を確認した状況)

- 緊急放送！緊急放送！（又は、氾濫発生！氾濫発生！）
- こちらは〇〇市です。
- 〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、
- 〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区）に対し警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

※内水氾濫による避難を伝達する場合は、地下街等の地下空間や低い土地にいる人へ、危険な場所からの避難を呼びかける。

第3 土砂災害編

1 避難情報を判断する情報

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難情報の発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と 60 分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）と、さらに細かい単位で提供される「土砂災害の危険度分布（最大2～3時間先までの予測雨量をもとに土砂災害の危険度を計算）」が判断の材料となる。

①大雨警報（土砂災害）：警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。

（なお、大雨注意報において、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合も警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。）

②土砂災害警戒情報：警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。

③大雨警報（土砂災害）の危険度分布

：避難情報の発令の判断材料とする。

（1kmメッシュで気象庁より提供されている）

（危険度の判定には2時間先までの雨量及び土砂量指数の予測値を使用）

④土砂災害警戒判定メッシュ情報：避難情報の発令の判断材料とする。

（1～5kmメッシュで、県（河川砂防課）から提供）

※本マニュアルでは、③と④をまとめて「土砂災害の危険度分布」という。

上記①②の情報は、土地を1kmメッシュの格子単位で区切った場所ごとの60分間積算雨量や土壌雨量指数等の状況を評価し、発表区域に係るメッシュのいずれか一つでも判定基準を超過すると予想された場合に、市町村単位で発表される。しかし、発表された市町村内における危険度には地域差があることから、あらかじめ設定した避難情報の発令地域と土砂災害の危険度分布とを参照し、避難情報の対象区域及び発令の判断をする。

2 災害時に警戒すべき区間・箇所

(1) 警戒を要する区間と箇所

ア 土砂災害の発生の恐れがある溪流や斜面の数(土砂災害警戒区域の数)

・土砂災害警戒区域（土石流） ○区域

（うち土砂災害警戒区域指定あり ○区域）

（うち土砂災害特別警戒区域指定あり ○区域）

・土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊） ○区域

（うち土砂災害警戒区域指定あり ○区域）

(うち土砂災害特別警戒区域指定あり ○区域)

- 土砂災害警戒区域(地滑り) ○区域

(うち土砂災害警戒区域指定あり ○区域)

(うち土砂災害特別警戒区域指定あり ○区域)

イ 土砂災害の発生の恐れがある溪流や斜面の分布

- 〇〇山の南側山麓部には、土石流危険溪流及び急傾斜地崩壊危険箇所が多い
- 〇〇町の山間部には、土石流危険溪流が多く過去にも土砂災害が発生
- 〇〇町〇〇団地付近の丘陵地には、急傾斜地崩壊危険箇所が多く平成〇年台風〇号では多数の土砂災害発生
- 〇〇町の山間部は、地すべり危険箇所が集中

ウ 土砂災害の発生しやすい気象条件

- 過去の災害実績では、総雨量〇mmを超えたり、時間雨量〇mmを超えると土砂災害が多発する傾向あり
- 融雪期には地すべりが多発する傾向あり

(2) 立退き避難が必要な区域

避難区域 (避難情報の 発令単位)	対象地区 (土砂災害危険箇 所単位)	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種 類	備 考
〇〇山南麓部	〇〇地区	土石流	警戒区域あり
	××地区	急傾斜地の崩壊	警戒区域・特別警戒区域あり
	△△地区	地滑り	
	□□地区	土石流	警戒区域あり
	〇×地区	地滑り	
	△□地区	土石流	〇△病院
	×□地区	急傾斜地の崩壊	
	△〇地区	急傾斜地の崩壊	警戒区域・特別警戒区域あり
□□町北部	〇〇地区	急傾斜地の崩壊	
	××地区	地滑り	
	△△地区	土石流	警戒区域あり
	□□地区	地滑り	
□□町南部	〇〇地区	土石流	警戒区域・特別警戒区域あり
	××地区	急傾斜地の崩壊	××特別養護老人ホーム
	△△地区	急傾斜地の崩壊	警戒区域・特別警戒区域あり
	□□地区	急傾斜地の崩壊	

3 避難情報の発令の判断基準

区域名	〇〇〇（※土砂災害警戒区域等の名称）
対象地区	〇〇地区、△△地区、××地区・・・
種類	〇〇（土石流、急傾斜地の崩壊など）
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>【設定例】</p> <p>1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。</p> <p>1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 （※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）</p> <p>（上記1～3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害警戒区域等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、判断基準として設定する。土砂災害の危険度分布は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の判断基準例1において、要配慮者の避難行動完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）の発表に基づき警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討する。</p> <p>上記で例示した設定例に加え、各市町村が工夫して独自の基準を追加してもよい。</p> <p>※前線や台風等により、夜間・早朝に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、夜間・早朝における避難時のリスクが増大することを踏まえて、空振りを恐れず、そ</p>

	<p>の前の日没前までに警戒レベル3高齢者等避難を発令する。その際、注意報に記載される警報級の時間帯、降水短時間予報、府県気象情報も勘案する。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>【設定例】</p> <p>1～5のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。</p> <p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと。）</p> <p>2：土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>5：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>（上記1～5以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、判断基準として設定する。上記で例示した設定例に加え、各市町村が工夫して独自の基準を追加してもよい。）</p> <p>※土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が差し迫った状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）の発表をもって、直ちに警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。</p> <p>※山間地域の場合、近くに指定緊急避難場所がない場合も想定されることから、当該地域の実情に応じて、早めに警戒レベル4避難指示の判断を行う。</p>

<p>【警戒レベル 5】 緊急安全確保</p>	<p>「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、次に該当する場合が考えられる。ただし以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>次に該当する場合に、警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</p> <p>(災害が発生直前又はすでに発生している恐れ)</p> <p>1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>2：土砂災害の発生が確認された場合</p> <p>※ 上記1を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合 上記2の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取り得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p> <p>※ 上記2について、家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながる恐れのある規模の土砂災害の発生が確認された場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。土砂災害警戒区域等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、直ちに警戒レベル5緊急安全確保として災害の発生を伝え命の危険があるので緊急的に身の安全を確保するよう指示する。</p>
<p>避難指示等の解除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断する。 ・市町村は国・県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

4 避難情報の伝達内容

<避難情報の伝達文の例（土砂災害）>

① 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例

■緊急放送！緊急放送！（又は警戒レベル3！警戒レベル3！）

■こちらは、〇〇市です。

■土砂災害が発生する恐れがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。

■〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップやマイタイムライン（P. 4 参照）を確認し、土砂災害の恐れがある区域にいる」高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。）

■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに自主的に避難をしてください。

■特に崖の付近や沢沿いにお住まいの方（早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）は、自主的に避難してください。

② 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

■緊急放送！緊急放送！（又は警戒レベル4！警戒レベル4！）

■こちらは、〇〇市です。

■土砂災害が発生する恐れが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し警戒レベル4「避難指示」を発令しました。

■〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる方は、（又は、「ハザードマップやマイタイムライン（P. 4 参照）を確認し、土砂災害の恐れがある区域にいる方は、）避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐに避難してください。

■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

③ 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

（土砂災害が切迫している状況）

■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）

■こちらは、〇〇市です。

■〇〇市に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

(土砂災害発生を確認した状況)

■緊急放送！緊急放送！（又は、土砂災害発生！土砂災害発生！）

■こちらは、〇〇市です。

■〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

第4 避難情報の伝達手段と方法

【避難情報の伝達チェックリスト（例）】

<居住者・施設管理者等への伝達>

- 防災行政無線（同報系）
- 広報車・消防団による広報
- 自主防災組織（地区・自治会）の会長・・・FAX、電話
- 役場ホームページへの掲載
- 放送事業者等への依頼・・・FAX
- IP告知システム
- 緊急速報メール
- ツイッター等のSNS
- 登録制メール
- 災害オペレーション支援システムを使用したLアラート・埼玉県防災情報メールの配信

<避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達>

- 避難行動要支援者関連施設・・・FAX、電話
- 避難支援等関係者の事前登録者・・・FAX、電話
- 避難行動要支援者の事前登録者・・・FAX、携帯電話メール
- 福祉避難所となる施設・・・FAX、電話
- 避難促進施設・・・FAX、電話

<防災関係機関への伝達>

- 消防団（分団長）・・・FAX、電話
- 埼玉県消防防災課・・・災害オペレーション支援システム、FAX、電話
- 警察署・・・FAX、電話
- 消防本部・・・FAX・電話
- 国土交通省○○河川事務所・・・FAX・電話
- 陸上自衛隊○○連隊・・・FAX・電話
- NHK○○通信部・・・FAX
- 新聞社△△支局・・・FAX
- 電力△△支店・・・FAX

【関係機関の連絡先一覧表】

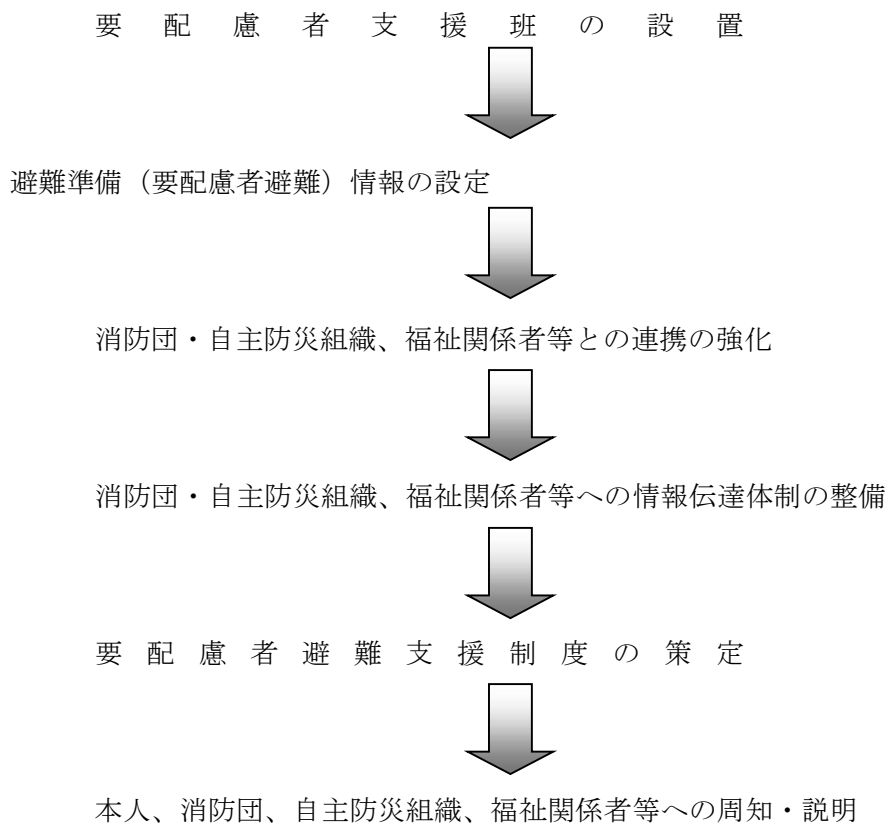
(県)

担当課	電 話	FAX	その他の連絡手段
埼玉県危機管理防災部 災害対策課 災害対策担当	048-830-8181	048-830-8159	防災行政無線

(関係機関)

機関名	電 話	FAX	その他の連絡手段

要配慮者避難支援プランの策定手順



※ 以後、日常的に登録情報の更新を実施するとともに、担当者等の引継ぎの際は、適切な実施がなされるよう、研修、説明会を適宜、実施する。

避難支援プランの策定手順（説明）

1 環境整備・機運醸成

（1）要配慮者支援班の設置

要配慮者の避難支援を効果的に行うため、要配慮者支援班を設置する。

ア 防災部局と福祉部局の合意形成

防災部局と福祉部局で横断的なPT（プロジェクト・チーム）を設置する。

イ 班の業務内容の整理

平常時と災害時の業務を整理する。

（平常時）

要配慮者情報の共有化、避難支援プランの策定、要配慮者参加型の防災訓練の計画・実施、広報

（災害時）

避難準備情報の伝達業務、避難誘導、安否確認、避難状況の把握

ウ 班構成の決定

平常時と災害時の班構成を決定する。

（平常時）

班長（福祉担当部課長）、班員（福祉担当者、防災担当者、社会福祉協議会関係者等）

（災害時）

基本的に福祉担当部局で構成する。

エ 班内の役割分担の決定

平常時と災害時の各班員の役割を決定する。

（2）避難準備（要配慮者避難）情報の設定

「集中豪雨時における情報伝達マニュアル」に基づき、避難準備（要配慮者避難）情報の基準を事前に定め、災害時に発令することとする。

ア 地域防災計画の修正

避難準備（要配慮者避難）情報を地域防災計画に明記し、制度上明確に位置づける。

イ 住民に対する周知

広報活動を通じて、避難準備（要配慮者避難）情報を制度上位置づけたことを住民に周知する。

ウ 消防団・自主防災組織・福祉関係者への周知

会議等を通じて、避難準備（要配慮者避難）情報を制度上位置づけたことを関係者に周知する。

（3）関係機関・団体等との連携強化

消防団、自主防災組織、福祉関係者間（社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、

社会福祉施設、障害者団体等)の情報共有会議を定期的に行い、要配慮者支援班との連携を深めるとともに、防災研修及び訓練を実施する仕組みを検討する。

(4) 要配慮者との信頼関係の構築

消防団、自主防災組織、福祉関係者が要配慮者への戸別訪問等を実施し、信頼関係の構築を図る。

2 情報伝達体制の整備

(1) 消防団・自主防災組織等への情報伝達体制

要配慮者支援班は、消防団・自主防災組織等への情報伝達体制を整備する。

ア 各団体への情報伝達責任者の決定

消防団・自主防災組織等への情報伝達を行う担当責任者を決定する。

イ 情報伝達手段及び方法の決定

電話等の情報伝達手段及び方法を決定する。

ウ 情報伝達網（ルート）の決定

連絡名簿を作成し、消防団・自主防災組織等への情報伝達網（ルート）を決定する。

エ 消防団・自主防災組織等内部での伝達方法及びルートの現状把握

各団体内部での伝達方法及びルートを作成してもらい、現状を把握しておく。

オ エの問題点に対する指導・助言

各団体内部での伝達方法及びルートにおいて問題点が発生した場合は、関係団体へ指導・助言を行う。

(2) 福祉関係者への情報伝達体制

要配慮者支援班は、福祉関係者（社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、社会福祉施設、障害者団体等）への情報伝達体制を整備する。

ア 情報伝達責任者の決定

福祉関係者への情報伝達を行う担当責任者を決定する。

イ 情報伝達手段及び方法の決定

電話等の情報伝達手段及び方法を決定する。

ウ 情報伝達網（ルート）の決定

連絡名簿を作成し、福祉関係者への情報伝達網を決定する。

エ 福祉関係団体内部での伝達方法及びルートの把握

関係団体内部における伝達方法及びルートを作成してもらい、現状を把握しておく。

オ エの問題点に対する指導・助言

関係団体内部における伝達方法及びルートにおいて問題点が発生した場合は、関係団体へ指導・助言を行う。

カ 福祉関係者に対する防災研修計画の策定

福祉関係者を対象に、要配慮者の情報、防災に関する知識及び災害時を想定した座学を取り入れた研修計画を策定する。

キ カに基づく研修の実施

福祉関係者が必ず受講できるよう定期的に研修を実施する。

(3) 要配慮者の特性を踏まえた情報伝達

市町村、福祉関係者等は要配慮者の特性を踏まえつつ、障害特性に応じた日常生活を支援する機器の活用を勧める。また、日本語が不自由な外国人に配慮した情報伝達を行う。

(例示)

- ・聴覚障害者：携帯電話メール、テレビ放送
- ・視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話、ラジオ放送
- ・肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話
- ・外国人：外国語を使用した防災行政無線による情報提供、外国語を使用した携帯電話メール、外国語を使用したテレビ放送及びラジオ放送

3 要配慮者避難支援制度の策定

要配慮者支援班は、要配慮者の避難支援制度を策定する。

(1) 対象者の基準の決定

市町村は、要配慮者を対象に介護保険の要介護度、障害程度、日本語の理解度等を基準に対象者を決定し、制度を創設する。

(2) 避難支援プランの策定

要配慮者支援班は、要配慮者一人ひとりの避難支援プランの策定を行う。

(3) 情報収集

避難支援プランを策定するためには、要配慮者情報の把握・共有が不可欠である。

ア 収集すべき情報項目の決定

要配慮者の情報項目を決定する。

イ 情報収集方法の決定

要配慮者情報の把握に当たっては、次の3パターンから決定する。

①同意方式

防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が住民一人ひとりと接する機会をとらえて要配慮者本人に働きかけ、必要な情報を把握し、策定する方式。

②手上げ方式

制度の創設を周知した上で、自ら要配慮者の登録を希望した者について、避難支援プランを策定する方式。

③共有情報方式

市町村において、平時から福祉関係部局が保有する要配慮者情報を防災関係部局も共

有する方式。

なお、上記方式を選択した上で、聴き取り調査に当たっては、戸別訪問調査等により実施する。

ウ 情報収集主体、役割分担の決定

福祉関係者を含めた班内において、収集に係る役割を決定する。

エ 情報収集主体に対する周知及び研修

情報収集に当たって、収集の方法、収集に要する様式等の周知を行うとともに、要配慮者の特性等の研修を実施する。

オ 情報収集主体が集めた情報と福祉部局が有する情報との突合

福祉部局が要配慮者の支援内容を把握している場合は、福祉部局に情報の提供を行い、情報の突合を行う。

カ 突合の結果、漏れている情報の再収集

突合の結果、新たに判明した事項に係る情報収集を行う。

(4) 情報の共有

要配慮者の避難支援プランの内容について、要配慮者情報の把握・共有が不可欠であるため、共有者の整理を行い、説明及び周知を行う。

また、避難支援プランは、詳細な個人情報をもつため、情報管理体制の整備を図る。

ア 要配慮者が同意した共有範囲の整理

要配慮者情報を基に策定した避難支援プランについて、要配慮者の支援に必要な者を整理する。

なお、その場合は、要配慮者本人の同意を得た者に限定する。

イ 共有者に対する説明・周知

避難支援プランの内容について要配慮者本人の同意を得た者への説明及び周知を行う。

ウ 情報内容の更新

適宜、訓練や確認作業を実施し、随時、登録情報の更新を行う。

(5) 避難支援者の決定

市町村は、自助、地域（近隣）の共助の順で避難支援者を決定し、人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している災害時配慮者については、保健所、病院など関係する機関と連携し、病院等への搬送計画を具体化しておく。

(6) 本人及び関係者への周知

要配慮者本人及び家族等の関係者、避難支援者となる消防団、自主防災組織、福祉関係者等へ制度を説明する。

(7) 情報管理

情報の管理に当たっては、個人情報保護に配慮した管理方法を決定する。避難支援プランの内容は詳細な個人情報を含むため、要配慮者が同意した者以外が閲覧することがないよ

う、市町村及び関係者は、電子データで管理する場合には、パスワードで管理し、紙ベースで管理する場合は、施錠付きの保管庫に保管する等情報管理に特段の配慮を要する。

(8) 避難支援プランの検証

プラン策定後は、訓練を実施するとともに、適宜検証し、プランの見直しを行う。

- ア プランに基づく訓練の実施、助言・指導
- イ 訓練結果に基づくプランの見直し
- ウ 情報内容の更新

〇〇〇（市・町・村）要配慮者避難支援プランマニュアル（作成例）

1 要配慮者支援班

(1) 班の業務内容

平常時と災害時の業務は次のとおりとする。

- ア 平常時
 - ① 要配慮者情報の共有化
 - ② 避難支援プランの策定
 - ③ 要配慮者参加型の防災訓練の計画及び実施、広報
- イ 災害時
 - ① 避難準備情報の伝達
 - ② 避難誘導、安否確認
 - ③ 避難状況の把握

(2) 班の構成

平常時と災害時の班構成は次のとおりとする。

ア 平常時

区分	氏名	役職
班長	〇〇 〇〇	〇〇福祉課長
班員	〇〇 〇〇	〇〇福祉課〇〇担当
班員	〇〇 〇〇	〇〇防災課〇〇担当
班員	〇〇 〇〇	〇〇社会福祉協議会〇〇課

イ 災害時

区分	氏名	役職
班長	〇〇 〇〇	〇〇福祉課長
班員	〇〇 〇〇	〇〇福祉課〇〇担当係長
班員	〇〇 〇〇	〇〇福祉課〇〇担当

班員	〇〇 〇〇	〇〇福祉課〇〇担当
----	-------	-----------

(3) 班内の役割分担

平常時と災害時の各班員の役割は次のとおりとする。

ア 平常時

区分	氏 名	役 割
班長	〇〇 〇〇	業務総括
班員	〇〇 〇〇	〇〇〇に関すること。
班員	〇〇 〇〇	〇〇〇に関すること。
班員	〇〇 〇〇	〇〇〇に関すること。

イ 災害時

区分	氏 名	役 割
班長	〇〇 〇〇	業務総括
班員	〇〇 〇〇	〇〇〇に関すること。
班員	〇〇 〇〇	〇〇〇に関すること。
班員	〇〇 〇〇	〇〇〇に関すること。

2 関係機関

関係機関の構成は次のとおりとする。

関係機関	代表者	住 所
〇〇消防団	〇〇 〇〇	△△△
〇〇防災組織	〇〇 〇〇	△△△
〇〇社会福祉協議会	〇〇 〇〇	△△△
〇〇民生委員協議会	〇〇 〇〇	△△△
〇〇障害者協議会	〇〇 〇〇	△△△
〇〇介護保険事業者	〇〇 〇〇	△△△
〇〇福祉施設	〇〇 〇〇	△△△
〇〇自治会	〇〇 〇〇	△△△

3 情報伝達体制

災害時における避難準備情報発令時の消防団・自主防災組織等関係機関への情報伝達の担当者は次のとおりとする。

関係機関	電話番号	F A X	連絡担当者
〇〇 消防団	〇〇〇	△△△	〇〇 〇〇
〇〇防災組織	〇〇〇	△△△	〇〇 〇〇

〇〇社会福祉協議会	〇〇〇	△△△	〇〇 〇〇
〇〇民生委員協議会	〇〇〇	△△△	〇〇 〇〇
〇〇障害者協議会	〇〇〇	△△△	〇〇 〇〇
〇〇介護保険事業者	〇〇〇	△△△	〇〇 〇〇
〇〇社会福祉施設	〇〇〇	△△△	〇〇 〇〇
〇〇自治会	〇〇〇	△△△	〇〇 〇〇

4 要配慮者避難支援プラン

要配慮者支援班は、要配慮者の避難支援プランを策定する。

(1) 対象者の基準

- ア 高齢者のみの世帯（単身含む）
- イ 介護保険要介護度3～5認定者
- ウ 在宅重度心身障害者
 - (ア) 身体障害者1～2級の者
 - (イ) 療育手帳Ⓐ～Aの者
 - (ウ) 精神障害者保健福祉手帳1～2級の者
- エ 外国人で日本語が不自由な者
- オ その他、避難支援が必要と認められる者

(2) 個別支援プラン

要配慮者一人ひとりの個別支援プランの様式は、別紙1のとおりとする。

(3) 個別支援台帳

要配慮者の個別支援台帳の様式は、別紙2のとおりとする。

(4) 情報収集担当者

要配慮者の避難支援プラン策定のための情報収集に係る担当は、別紙3のとおりとする。

(5) 情報共有者

要配慮者に係る情報共有者は別紙4のとおりとする。

(6) 避難支援者

要配慮者に係る避難支援者は別紙5のとおりとする。

個 別 支 援 プ ラ ン
No. _____

〇〇（市・町・村）長 様

私は、要配慮者の登録の趣旨に賛同し、登録することを希望します。

また、私が届け出た下記個人情報を、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、在宅介護支援センター、消防署、警察署、避難支援者に提出することを承諾します。

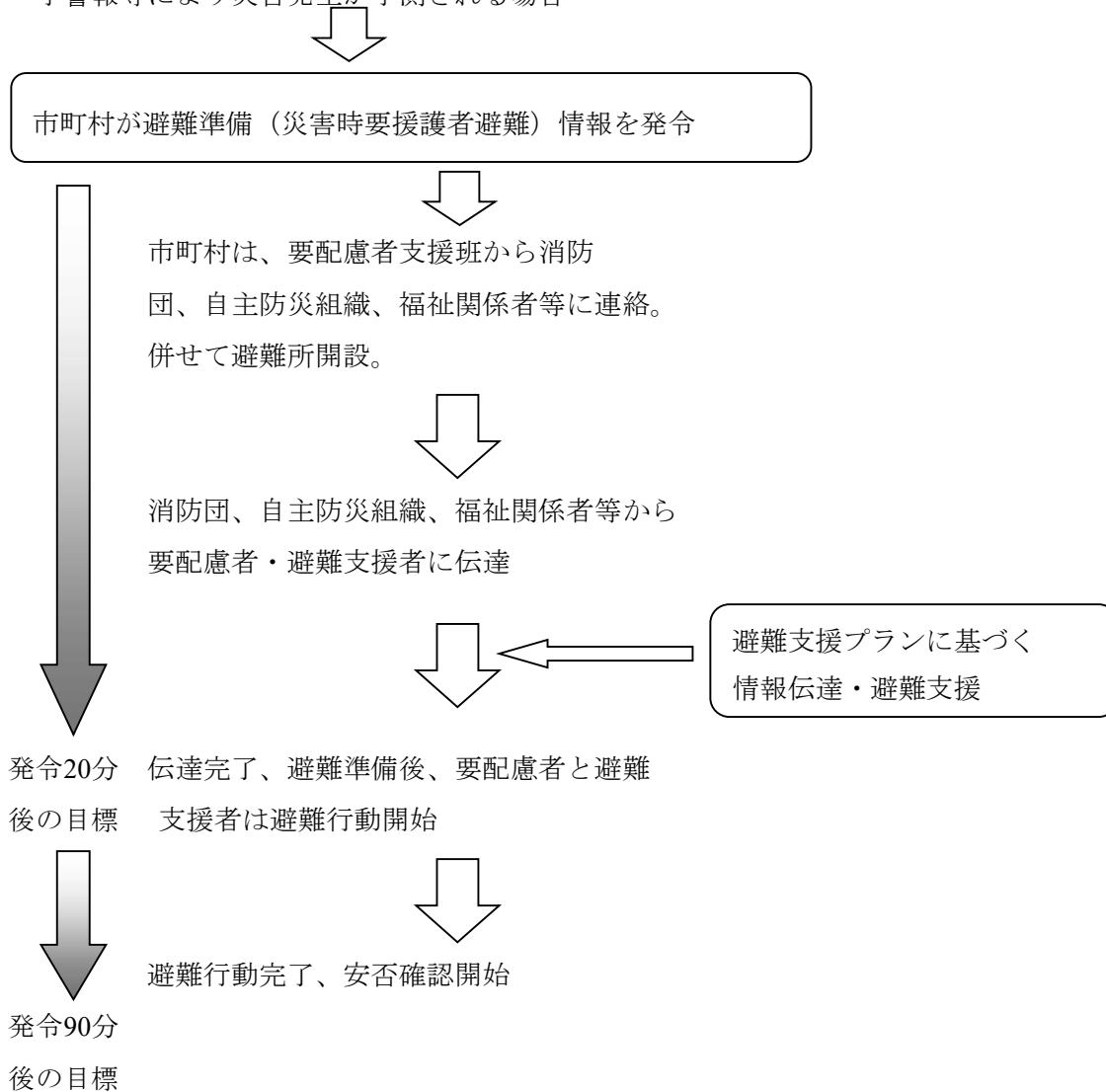
自治 会名		民生 委員		TEL	
				FAX	
要配慮者<高齢要介護者・独居高齢者・障害者・外国人・その他（ ）>					
住所			TEL		
氏名		(男・女)	生年月日		
緊急時の家族の連絡先					
氏名		続柄（ ）	住所		TEL
氏名		続柄（ ）	住所		TEL
家族構成・同居状況等			居住建物 の状況	〇〇造〇階建 昭和〇年着工	
			普段いる部屋		
			寝室の位置		
特記事項 介護保険要介護度： 障害の程度・状況： 認知症の有無： 日本語理解の状況： 必要な支援の内容：					
緊急通報システム（あり・なし）			避難場所		
避難支援者					
氏名		続柄（ ）	住所		TEL
氏名		続柄（ ）	住所		TEL
氏名		続柄（ ）	住所		TEL
情報共有者（避難支援者を除く）					
氏名		続柄（ ）	住所		TEL
氏名		続柄（ ）	住所		TEL
氏名		続柄（ ）	住所		TEL
氏名		続柄（ ）	住所		TEL

※裏面は、地図を活用し、要配慮者宅、避難支援者宅、避難経路、避難所、消防署の位置関係などを記載する。

集中豪雨時等における対応（イメージ）

避難準備（要配慮者避難）情報発令の場合

予警報等により災害発生が予測される場合



※ 目標時間は、情報伝達体制、避難支援体制の整備状況、避難所のアクセシビリティなどによって大きく異なることから、迅速な避難のためには、総合的な取組が必要となる。

(資料編Ⅱ-2-8-3) 広域避難場所・避難路の選定と確保

1 広域避難場所の指定基準

- (1) 広域避難場所は面積 10ha 以上（面積 10ha 未満の公共空地で避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって面積 10ha 以上となるものを含む。）とする。
- (2) 広域避難場所における避難民 1 人当たりの必要面積は、おおむね 2 m²以上とする。
- (3) 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配慮する。
- (4) 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の 2%未満であり、かつ散在していなければならない。
- (5) 広域避難場所は、大規模な崖崩れや浸水などの危険のないところとする。
- (6) 広域避難場所は、純木造密集市街地から 270m 以上、建ぺい率 5%程度の疎開地では 200m 以上、耐火建築物からは 50m 以上離れているところとする。この距離が保有できない場合は、火災の延焼を防止するため、特別消防警戒区域として定め、延焼防止のための防御対策を計画しておく。

2 避難路の確保基準

- (1) 避難路は、幅員 15m 以上の道路又は幅員 10m 以上の緑道とする。
- (2) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きい施設がないよう配慮する。
- (4) 避難路の選定に当たっては、住民の理解と協力を得る。
- (5) 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

1 目的

地震等の災害時に自宅で生活ができなくなった地域住民に、速やかに避難所を開設して、安全に避難生活を送ることができる場所を提供することが必要不可欠である。

また、避難所は、避難者が共同生活を良好に送ることができるよう、避難者がそれぞれの役割を担い、自主的に管理運営する必要がある。

このため、円滑に避難所の開設及び管理運営ができるよう、市町村の避難所運営マニュアル作成の参考となる指針を定めることとする。

なお、本指針は、避難所運営マニュアルの作成例という形式をとっており、基本的に市町村職員を主体として、市町村ごとの実情に合わせて内容を見直し適宜追加・修正を行うことを想定しています。

2 基本的事項

- (1) 避難所は、被災者に安心と安全の場を提供し、生活再建に向けて一歩を踏み出す場とする。
- (2) 避難所は、市町村が平時から開設場所を住民へ周知するとともに、特に災害発生時は開設及び運営の主体となる。
- (3) 避難所は、市町村と利用者である避難者が、それぞれの役割を分担するとともに、避難者自らによるお互いの助け合いや協働の精神により自主的に運営する。
- (4) 避難所は、要介護高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者、アレルギー等の慢性疾患を有する者、難病患者、外国人といった災害時に特に配慮や支援を要する者（以下「要配慮者」という。）のニーズを踏まえて運営する。
- (5) 避難所は、女性と男性のニーズの違い、LGBTQ等の性的少数者のニーズを踏まえて運営する。

●●市町村 ●●避難所運営マニュアル
(作成例)

●●市町村

第1 はじめに

1 作成の目的

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの例から、避難所の運営を円滑に行うためには、市町村職員や施設管理者、避難された地域住民、ボランティアなどが協力し連携することが重要とされている。

発災時に、避難所における良好な生活環境が確保されるよう、このマニュアルでは、実際に避難所を運営するに当たり、「スフィア・ハンドブック」（支援の質とアカウンタビリティ（JQAN）発行）の内容を踏まえた、平時における準備事項や、災害時における留意事項等を定める。

また、避難所における感染対策について、参考となる内容を定める。

なお、避難所の運営体制は、地震・風水害といった災害の種類、開設期間、避難所の性質によって異なることが想定される。このマニュアルは、長期の開設期間を想定して作成しているため、必要に応じて参照されたい。

2 用語の整理

このマニュアルで使用する用語を次のように定義する。

• 避難所

ここでは、下記の指定避難所に加えて、臨時に避難所として使用する施設を合わせた総省のことをいう。

• 指定避難所

災害による被害の危険性があり、避難した住民等を危険がなくなるまでの間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。市町村長が指定。

• 福祉避難所

一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者のために、特別な配慮がなされた避難所のこと。市町村長によってあらかじめ指定されたものを特に指定福祉避難所という。

• 要配慮者

要介護高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者、アレルギー等の慢性疾患を有する者、難病患者、外国人といった災害時に特に配慮や支援を要する者。

3 避難所運営の流れ

平時の準備から避難所開設、運営及び閉鎖に至る主な流れを示す。

避難所運営の主な流れ（例）



第2 平時における対応

1 平時の準備

(1) 避難所の指定

想定される災害、人口の状況や建物の耐震・耐火性能、地形・地盤条件（土砂災害警戒区域、急傾斜地や浸水想定区域、水害リスク情報図）等を勘察し、災害による影響が比較的少ない場所に避難所（福祉避難所を含む。）を指定し、そのことについて平時から住民への周知を図る。

なお、浸水想定区域や水害リスク情報図内にある施設は、水害時には避難所として使用しないことを基本とし、区域外・図外にある代替施設を避難所として指定することとする。ただし、区域外・図外に避難所となる代替施設がない場合等で、やむを得ず区域内・図内の施設を避難所として指定せざるを得ない場合は、浸水の影響の少ない2階以上に避難（垂直避難）をする等、可能な限り安全な避難が行えるよう留意すること。

また、可能な限り多くの避難所を開設できるよう、旅館やホテル等と事前に協定を締結しておくことも有効である。

※ 要配慮者のための福祉避難所については、県障害者福祉推進課作成の「福祉避難所設置・運営マニュアル」を参照されたい。

(2) 避難所運営体制の整備

円滑に避難所を運営できるよう、自治会（会長）、施設管理者、保健・福祉等の関係部局の職員、その他関係者と平時から顔の見える関係（例：避難所運営準備会議）を構築し、各関係者で主に以下のことについて話し合う。

- 避難所運営における役割分担
- 避難所の鍵の管理や避難所の開設方法
- 研修や訓練の実施
- 設備の点検整備
- 義援物資等の受入れ体制
- 食料品、水、生活必需品、医薬品、感染症対策物資、要配慮者等に必要な物資等の備蓄の推進

※1 洪水や土砂災害の危険がある地域については、備蓄物資

の保管場所を建物の上層階にすることや、物資を上層階に迅速に運ぶ体制を整えておくよう努めること。

※2 避難所の備蓄物資については以下に例示する。なお、避難所の状況によってはこれによらないこともある。

- 食料品（乳幼児、高齢者等に配慮した食料。乳幼児特殊ミルク等を含む。）
- 水（飲料水、生活用水）
- 毛布
- 事務用品（ボールペン、マジック、模造紙、ガムテープ等）
- 衛生用品（消毒液、嘔吐物処理キット、生理用品等）
- 清掃用品（ほうき、ちりとり、モップ、ゴミ袋、石けん等）
- 福祉避難スペースに必要な物資（介護用品、衛生用品、筆談用具、ヘルプカード等）
- 様式（避難者受付簿、避難者名簿、避難所運営ルール等）

※3 要配慮者等に必要な物資の具体例については、県地域防災計画（第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画 第8避難対策）では、主に以下のとおり例示している。なお、避難所や要配慮者等の状況によってはこれによらないこともある。

高齢者…紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤

乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐（おんぶ紐）、ベビーカー等

肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者…紙おむつ、ベッド、
車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ

病弱者・内部障害者・医療的ケア児者…医薬品や使用装具
膀胱又は直腸機能に障害：オストメイトトイレ
咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭
呼吸機能障害：酸素ボンベ

聴覚障害者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、
マジック、文字放送テレビ

視覚障害者…白杖、点字器、ラジオ

知的障害者・精神障害者・発達障害者…医薬品、嚥下しやすい
食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や
文字で説明するための筆記用具、イヤーマフ、絵カード、
クールダウンスペース

女性…女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリー
ショーツ等の衛生用品、中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・
ホイッスル

妊産婦…マット、組立式ベッド

外国人…外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム
（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラール食、ストール

※4 発災直後、円滑な避難所の開設が可能となるよう、必要
な文具類、道具類をまとめた「避難所初動運営キット」を
あらかじめ準備しておくことも有効である。

【避難所初動運営キットの内容例】

筆記具、立ち入り規制用ロープ、授乳室などの案内標識一式、
メガホン等（開設から3日間程度の使用を想定）

(3) 避難所等の周知

避難方法、避難所の所在、避難所の役割や生活のルール等を防災
パンフレットや防災マップ、看板等に掲載する他、ホームページや
SNSも活用し、広く住民に周知する。

また、避難所での物資等の配給が間に合わないこと等を想定し、
避難生活において必要となるものを、可能な限り持参するよう住民
に周知を図る。

【例】食料、水、持病等の処方薬等の衛生用品、ラジオ、福祉用具、

防寒着や、マスク、手指消毒液等の感染対策として必要な物資等
(4) 避難所運営を行う職員等の安全の確保

避難所運営を行う職員等の安全の確保を図るため、基本的な感染症対策等の知識を習得する説明会等を、保健部局の保健師を中心に実施する。

(5) 避難所運営に必要な物資等に関する協定の締結

避難所運営に必要な物資等に関する協定を締結し、災害時に備える。

【例】仮設トイレ、トイレカー、トイレトレーラー、キッチンカー、パーティション、段ボールベッド、感染対策物資（N95 マスク等）等

(6) 避難生活が長期化した場合への配慮

避難生活が長期化した場合に備えて、地域やボランティアによる炊き出し、協定事業者との連携等、温かい食事の提供や栄養管理の方法についても事前に検討し、食事の多様な供給方法の確保に努めること。

第3 発災後における対応

1 避難所の開設

避難所の開設は、避難所運営における関係者であらかじめ定めた方法で行う。市町村職員は、施設管理者等との間で事前に取り決めた鍵の受け渡しや連絡手段等によって、避難所を円滑に開設し、早急に以下の業務を行う。

その後、長期的な避難所運営が必要となる場合は、避難者自身の活動班で構成される避難所運営組織が主体となって避難所の運営に当たることが想定される。

(1) 施設の安全確認

ア 施設の点検

- ・施設の危険状況を確認する。
- ・応急危険度判定は、専門の資格保持者（応急危険度判定士又は建築士）が行う。
- ・危険と認められる場所は、立ち入り禁止とし、表示する。

※ 施設の安全確認が終了するまで避難者が施設に立ち入らないように注意する。

- 自動車避難することを想定している地域の避難所については、施設管理者、市町村職員等との間で調整し、災害による被害が少ない場所に必要な台数分の駐車場を確保する。
- 近隣住民以外の避難者でも円滑に避難所へ避難することができるよう、視認しやすい避難誘導看板や避難所看板を設置する。

イ 施設の開放

- 施設の安全確認終了後、避難者を施設内に誘導する。

ウ 開放できない場合

- 一見して避難所として使用することができない場合は、近隣の避難所に誘導する。

(2) 避難所開設の報告

- 避難所を開設したときは、避難者数、負傷者、連絡窓口等を災害対策本部に報告する。（様式4）

(3) 避難スペースの設定

- 避難者1人当たりの面積は概ね3.5m²とする。
- 感染対策上、通路の幅を1～2m程度保つのが望ましい。
- 施設内のどの部分を避難所として利用するかを決定する。併せて立入禁止部分（学校の職員室や理科室等）も明確にする。
- 避難者全員分の居住空間(体育館、講堂・ホール等)を確保する。
- 要配慮者が福祉避難所への直接の避難を希望しているが、直接の避難ができない場合等に備えて、一般の避難所においても要配慮者スペースの設置についてあらかじめ考慮しておくこと。

例) 要配慮者等は和室や冷暖房がある部屋を優先して部屋割りを
する。

- 女性や子供に対して良好な避難生活環境を提供する観点から、プライバシーの確保された間仕切りによる世帯ごとのエリアの設置、男女別の更衣室や休養スペース、授乳室、キッズスペースの設置等、レイアウトの配慮をすること。

※ 防犯上の観点からは、女性用のトイレ、洗濯干し場、更衣室、休養スペースや入浴施設は昼夜を問わず安心して使用できる

場所を選び、夜間も使用する場所には照明をつけること。

- ペット同行避難の可能なスペースについても、あらかじめ考慮しておくこと（詳細については県・生活衛生課作成「ペット同行避難ガイドライン」を参照されたい）。
- 感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室を確保できるようにする。その際、一般の避難者とはゾーン、動線を分けるように検討する
- 十分なスペースを確保するため、過去の災害等を参考に、発生する災害や避難者数等を想定し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所（指定避難所敷地内の指定区画以外の施設を含む）を開設するなど、臨時避難所の確保を検討する。
 - ※1 体育館等が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討する。
 - ※2 居住区では、個人（又は家族）ごとに2m程度の距離を確保することに留意する。
- 避難所のレイアウトについては、避難所運営のための参考資料集（避難所のレイアウト例）を参照されたい。

(4) 情報収集手段の確保

- テレビ（文字放送、字幕放送が可能なもの）、ラジオ、パソコン、Wi-Fi等を設置し、避難者自らが情報収集できる手段を提供する。
- 市町村災害対策本部や他避難所との連絡手段として SNS や電子メール等も積極的に活用し、情報収集する。

(5) 避難者名簿の作成

- 記入用紙を各世帯に配布し、記入してもらう。（様式1～3）
- 名簿は、居住組（P.6）別に整理する。
- 在宅避難や車中泊避難など避難所以外で避難生活を送る避難者（以下「避難所外避難者」という。）についても、避難所外避難者名簿を作成し把握に努める。

<避難所外避難者の把握方法の例>

- 食料等の配布を求めて避難所に来所した際に名簿記載
- 自治会、民生委員やボランティア等との連携による戸別訪問
- 市町村のホームページ等に名簿のひな型を掲載した上で防災

行政無線、SNS、回覧板、メール等により提出を呼びかける等

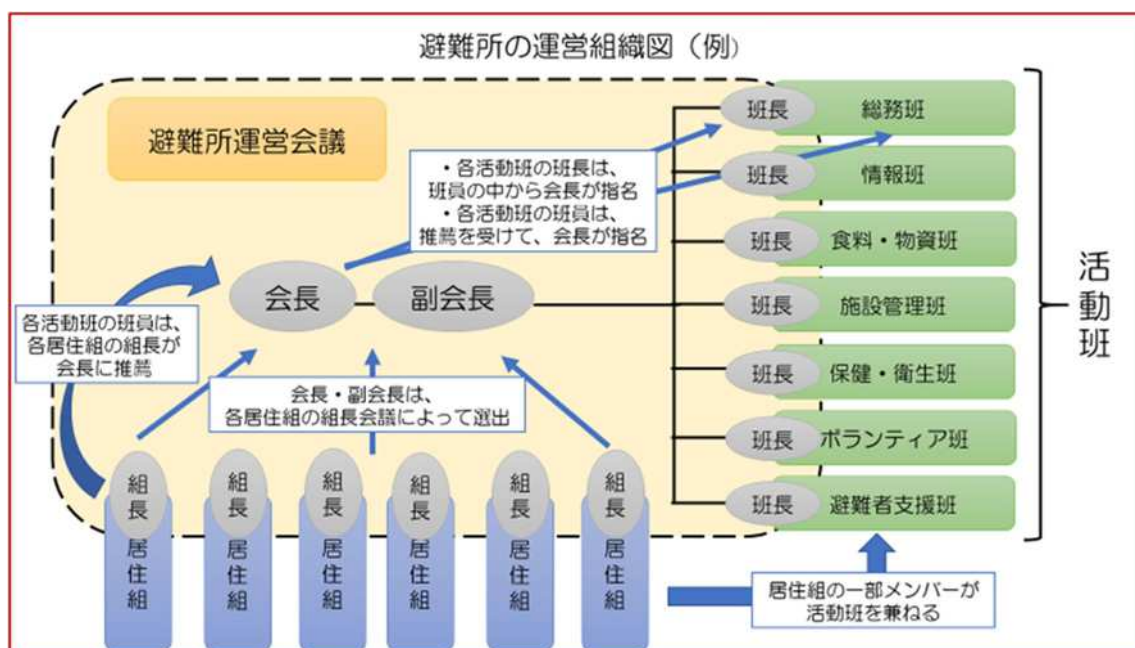
- ・避難者の状況（現在数・退所者数・入所者数）を整理する。

2 避難所の運営組織

長期的な避難所の運営は、避難者自身による自主運営組織を中心に行うことが求められる。

災害時には多くの避難者が生活を共にすることから、良好な生活環境を確保するためには、以下のような組織を市町村職員の支援のもと設置し、一定のルールの下で互いに生活していくことが求められる。

なお、実際はすでに組織化する前から避難者ごとに役割分担を決めて避難所運営を行っている場合も想定されるため、組織化にあたってはそのような避難所ごとの実情も考慮することが望ましい。



(1) 避難所運営会議（以下、「運営会議」）

ア 役割

- ・避難所の運営方針や避難所のルール作りなど、避難所の円滑な運営を図るための意思決定機関として開催する。
- ・市町村の災害対策本部との連絡調整事項や、避難所での課題、問題などについて話し合う。

イ 運営方法

- 会議を開催するために「●●避難所運営会議要領」（様式5）を作成する。
- 各居住組の組長の会議により、会長及び副会長を選出する。
- 会長、副会長と各活動班の班長、各居住組の組長で構成する。その際、女性と男性の両方をメンバーとして配置するよう配慮する。
- 女性に配慮した避難所運営を行うため、運営会議には複数の女性を参加させる。
- 避難所外避難者にも配慮した避難所運営を行うため、避難所外避難者の意見も取り入れること。
- 市町村職員又は施設管理者は、運営会議が設置されたときに事務を引き継ぐとともに、円滑に組織が運営できるようにサポートする。
- 会長は、「●●避難所運営会議要領」に基づき、運営会議を開催し、円滑に運営する。
- 運営会議の決定事項は、次のとおり処理する。
 - 市町村災害対策本部に要請する。
 - 各居住組の組長を通じて、避難者に周知する。
 - 各活動班の班長を通じて、班員に周知する。

(2) 居住組

ア 役割

- 避難所内の部屋ごとや居住区画ごとに居住組を編成し、避難者同士の相互扶助を図る。
- 居住組を単位として、共用部分の清掃、炊き出し、物資・食料の荷下ろし、配布等の当番を持ち回りで行う。組長は、居住組内の意見や要望事項を取りまとめ、避難所運営会議に提出する。

イ 編成方法

- 世帯と地域を単位とし、居住組を編成する。
- 居住組の編成には、血縁関係や居住地域を考慮する。
- 地域内に居住していない避難者（観光客、通勤・通学者等）については、年齢や性別等を考慮して居住組を編成する。
- 要配慮者は、心身の障害の特質に応じた居住空間の確保に特別

に配慮した上、介護者とともに居住組を編成する。

- 盲導犬、介助犬等生活上必要不可欠な動物又は家族同様に生活の支えとなっている動物と寝食を共にする避難者については、居住空間の確保に特別に配慮した上、居住組を編成する。
- 居住組の目安は20～40人程度とする。
- 各居住組は、組長及び副組長を選出する。
- 組長及び副組長は、避難者が孤立化しないよう生活上の配慮をする。

(3) 活動班

ア 役割

多くの避難者が共同生活を行っていくためには、多くの仕事があるので、仕事内容に応じた活動班を設け、効率よく作業を行う（具体的な役割については下記「3 活動班の役割」に記載）。

イ 編成方法

- 活動班は、総務班、情報班、食料・物資班、施設管理班、保健・衛生班、ボランティア班、避難者支援班で構成する（下記表参照）。
- 各活動班の班員は、各居住組の組長から推薦を受けて、会長が指名する。
- 各活動班の班長は、班員の中から会長が指名する。
- リーダー、食事作りや片付けなど、特定の役割が特定の性別に偏るなど、性別で役割を固定化しないよう配慮する。
- 活動班の編成は、日中・夜間・休日等様々な時間帯に対応できるように、ローテーションを組むようにする。

活動班と主な活動内容（例）

活動班	活動内容
総務班	避難者の管理、問合せへの対応、来客者への対応、取材への対応、郵便物・宅配便の荷物の取次ぎ、記録
情報班	情報収集、災害対策本部への情報伝達、避難所内外への情報伝達
食料・物資班	食料・物資の調達、食料・物資の受入、食料の管理・配給

施設管理班	危険箇所への対応、防火・防犯
保健・衛生班	医療・介護、トイレ、衛生管理、生活用水の管理、清掃、ゴミ、ペット
ボランティア班	ボランティアの受入・管理、受付簿作成
避難者支援班	困りごと相談、交流の場の提供、要配慮者支援、避難所外避難者支援

3 活動班の役割

活動班ごとの具体的な仕事内容については、以下のとおり。

なお、活動班の仕事として記載している以下の内容の一部については、活動班が立ち上がらない避難所運営の場合でも実施する可能性があると思定されるため、必要に応じて参考とされたい。

(1) 総務班

ア 避難者の管理

(ア) 避難者名簿の管理

- ・避難者の状況（現在数・退所者数・入所者数）を把握し、常に最新の名簿に更新する。

(イ) 入所者・退所者の管理

【入所者がいたら】

- ・新しい入所者に記入用紙を渡し、記入してもらい、名簿に加える。
- ・空いているスペースを確認して、部屋割りを行う。
- ・避難所の生活ルールについて新しい入所者に説明する。

【退所者がいたら】

- ・退所者の退所日時、連絡先などを記録する。
- ・退所者の空きスペースを把握し、新しい入所者のために活用する。
- ・退所者の情報（避難者名簿に記載されている情報）は、そのまま残す。

(ウ) 外泊者の管理（様式6）

- ・外泊届用紙を作成し、氏名、期間、連絡先等を記載してもらう。

- ・各組の組長を通じ、外泊届けを受理し、外泊者を把握する。
- イ 問合せへの対応
 - ・安否確認に対応する。
 - ・避難者への伝言を掲示する。
- ウ 来客者への対応
 - ・避難者のプライバシーを確保するため、来客者には、居住空間には立ち入らせないで、入口近くに面会所を用意して対応する。
- エ 取材への対応
 - ・取材に当たっての注意事項を伝える。（様式7）
 - ・取材をする場合には、受付用紙に記載させる。（様式8）
 - ・避難者の寝起きする居住空間での見学・取材は禁止する。
 - ・避難者のプライバシーを確保するため、取材には必ず班員が立ち会う。
- オ 郵便物・宅配便の荷物の取次ぎ
 - ・郵便物及び宅配便の荷物は、郵便局員及び宅配業者から直接避難者へ手渡しさせる。
 - ・手渡しが困難な場合、郵便物及び宅配便の荷物は総務班で保管する。
- カ 記録
 - ・避難所の運営を記録する。
- キ 対口支援団体の職員との調整
 - ・避難所運営の支援業務を行う対口支援団体の職員と業務分担等について調整する。

(2) 情報班

- ア 情報収集
 - (ア) 関係機関からの情報収集
 - ・各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。
 - (イ) 他の避難所との情報交換
 - ・避難所の混雑を防ぐため、避難者の受入れ状況について、地域内の避難所同士で情報交換する。
 - (ウ) 各種マスコミからの情報収集
 - ・テレビ、ラジオ、新聞などにより、情報収集する。
- イ 災害対策本部への情報伝達

- ・避難所の状況を定期的に報告する。
例) 避難者数、必要食料数、避難所内の死傷者数 等
- ・運営会議の要望を伝達する。

ウ 避難者への情報伝達

- ・掲示板を作成する。
- ※ 避難所外の被災者が情報を得ることができるよう、地域全体に向けた情報は外部の人でも見ることのできる場所に掲示するなどの配慮をする。
- ・避難所内での情報伝達は、掲示板への記載又は張り紙を用いることとし、併せて館内放送や口頭で知らせる。
- ・避難者へ定期的に掲示板を見るように呼び掛ける。
- ・掲示板に掲載する情報には、掲示開始日時を記載する。

(3) 食料・物資班

ア 食料・物資の調達

- ・必要な食料・物資を災害対策本部に要請する。
例) 食料、水、毛布、寝具 等
- ・各避難者に持ち寄った食料の提供を呼びかける。
- ・避難生活の長期化につれ、食料・物資に対する要望は変化するため、利用者のニーズを踏まえた食料・物資の調達を行う。

イ 食料・物資の受入

- ・食料、物資受入簿を作成する。(様式9)
- ・食料、物資の受入のための専用のスペースを設ける。
- ・食料、物資の受入・仕分に必要な人員を確保する。

ウ 食料及び物資の管理・配給

(ア) 食料及び物資の管理

- ・食料管理簿及び物資管理簿を作成する。(様式10、11)
- ・食料及び物資の種類と在庫数を常に把握しておく。
- ・食料及び物資の保管には十分に注意を払う。
- ・不要な食料及び物資は災害対策本部に返却する。

(イ) 食料及び物資の配給

- ・食料及び物資は世帯単位とし、代表者に配給する。
なお、配給方法については、以下の3つに分類される。

- ① 全員に平等に配給するもの（例：衣類、毛布）
- ② 必要な人が取りに来るもの（例：おむつ、生理用品）
- ③ 全員が共同で使用するもの

（例：トイレトーパー、ウェットティッシュ）

- ・食料及び物資は、要配慮者に優先して配給する。
- ・食料の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、食物アレルギーの避難者が安心して食べられるように配慮する。
- ・避難所となっている学校の給食室等における炊事する場の確保、炊き出し設備の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境づくりに努める。
- ・トラブル防止のため、避難所外避難者が食料及び物資を受け取りに来ることを周知する。

(4) 施設管理班

ア 危険箇所への対応

- ・余震が発生した場合には、専門家による施設の危険度判定を要請する。
- ・危険箇所は「立ち入り禁止」を表示する。
- ・危険箇所の補修を施設管理者に要請する。

イ 防火・防犯

- ・火気の取扱場所及び喫煙場所を指定する。
- ・火気の取扱いに注意を呼び掛ける。
- ・夜間の当直制度を設ける。
- ・夜間の巡回を行い、外部者の出入りをチェックする。

(5) 保健・衛生班

ア 医療・介護

- ・近隣の救護所の開設状況を把握する。
- ・医療機関の開設状況を把握する。
- ・健康相談を行う窓口を設ける。
- ・医薬品の種類、数量について把握する。
- ・傷病者について把握する。
- ・避難所での生活が困難な者については、施設や病院への収容を要請する。

- 医師や保健師等の巡回による診察が受けられるよう可能な限り診察スペースを設置する。
- 避難者に検温を行うなど避難者の健康状態を確認する。
- 発熱者等の症状が悪化した場合、医師に連絡し、必要に応じて医師の診察を受けさせる。
- 避難者が感染症を発症したことを確認した場合、医師や保健師等の指示をあおぐ。

イ トイレ

- 水道や下水道、トイレ施設等の使用可能状況（断水の有無等）を調べる。
- プールや近くの河川等から、トイレ用水を確保する。また、断水時には予めバケツを用意し、使った人は次の人のために用水を汲んでおくことを周知する。
- 災害により既設トイレが使用できない場合は、仮設トイレを設置（発災当初から50人に1つ、一定期間経過後は20人に1つの割合で設置）し、割合はできるだけ女性用を多く（男性：女性＝1：3）設置するよう備蓄や配備を進める。
- 介助者同伴の方や性的少数者にも配慮し、共同トイレを用意するよう努める。
- 要配慮者用の多目的トイレの設置を検討する。
- 段ボール製等の組立式を含む簡易トイレや、組立式トイレを含む仮設トイレ、マンホールトイレの使用環境を確保する。

ウ 衛生管理・感染症予防

- 避難所レイアウトに即して土足厳禁を徹底させる。
- 石鹸と水による「手洗い」を徹底させる。
- 食器の衛生管理を徹底させる。
- 避難所内の暑さ寒さ対策にも留意し、避難所の規模や設備状況に応じて適切な冷暖房の整備や備蓄を進めることが望ましい。
- インフルエンザ等感染症の防止に努める。

例）換気、マスク着用（特に高齢者等が多く集まる避難所では着用を推奨）、アルコール消毒（人の出入りの多い避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に設置）、

避難者間のスペース確保等

エ 入浴・洗濯

- ・関係事業者との協定締結や資機材の備蓄を行い、入浴機会や洗濯機会を確保するよう努める。
- ・入浴施設は50人に1つ設け、男女別に提供するよう努める。

オ 生活水の管理

- ・生活水は用途に応じて分ける。
- ・節水に努める。

カ 清掃

(ア) 共用部分の清掃

- ・居住組を単位として当番制を作り、交代で清掃を実施させる。

(イ) 居室部分の清掃

- ・居室の清掃を実施させる。

キ ゴミ

- ・避難所敷地内にゴミ集積場を設置する。
- ・ゴミの分別収集を徹底し、ゴミ集積場を清潔に保つ。
- ・ゴミが分別しやすいよう、ゴミの内容ごとに分別区分が表示された分別表を掲載する。
- ・ウイルスが付着している廃棄物（マスク・ティッシュ・吐しゃ物等）が含まれている可能性のあるゴミは分別する。

ク ペット

- ・ペット飼育者名簿を作成する。（様式12）
- ・敷地内の屋外にペットハウス（テントなど）を設け飼育する。
- ・ペットの飼育は、飼い主に全責任をもって行わせる。
- ・その他、ペット同行避難に関する留意点は「ペット同行避難ガイドライン」（県・生活衛生課作成）を参照すること。

(6) ボランティア班

- ・ボランティア受付簿を作成する。（様式13）
- ・ボランティアセンターの登録を確認する。
- ・ボランティアの役割分担を決める。
- ・ボランティアに名札や腕章を着用させる。

(7) 避難者支援班

ア 困りごと相談

- ・生活の困りごとを相談する窓口を設置する。
- ・高齢者や障害者等の女性が安心して相談できるようにするため、窓口には女性を配置するよう努める。

イ 交流の場の提供

- ・避難者や地域の被災者が交流する機会を設ける。
- ・避難所や近隣の施設に交流スペースを作ったり、避難者等が外出する機会を設けたりし、避難者の避難生活による孤立の防止や心身のリフレッシュなどに努める。

4 避難所の閉鎖

(1) 閉鎖に向けた避難所運営会議等との調整

地域にライフラインの復旧がもたらされた段階は、避難所の閉鎖を判断する目安となる。また、各施設の本来の機能回復も求められるため、避難所の今後の利用見通しや閉鎖時期等について、市町村は避難所運営会議等の関係者と、閉鎖に向けて調整すること。

調整の結果、避難者が自立した生活を取り戻すことができると判断した場合は、内外に避難所の閉鎖予定日等を予告・周知した上で、避難所を閉鎖する。

(2) 被災者への自立支援

市町村は、上記(1)と並行して、関係機関（特に要配慮者は保健・福祉等の関係部局）と連携の上、避難者（避難所外避難者含む）に対して生活の再建に向けた各種支援制度の説明を行うこと。状況によっては、避難者への個別面談や個別調査を実施し、住宅の被災状況や今後の再建計画、応急仮設住宅の申込み状況、避難所を出る目途等について把握する。

5 避難生活での配慮

避難所で多くの人々が快適な共同生活を送るため、市町村及び避難所運営組織は次の事項に配慮する。

また、多くの避難者が共同生活を送るため、「避難所生活の心得」を定め、避難者に周知できるようわかりやすい場所に掲示し、併せて入所者に配布する。（様式14）

(1) プライバシーの配慮

- 個人情報の取扱いについては、十分注意する。
- 避難所開設時から間仕切りを設置し、個人や世帯のプライバシーを保護する。
- プライバシーに関することは、直接本人に伝える。
- DV（ドメスティック・バイオレンス）等の配慮が必要な避難者については、避難者名簿等の情報管理に留意する。

(2) 要配慮者への配慮

- 要介護高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者、アレルギー等の慢性疾患を有する者、難病患者、外国人といった生活に特別な配慮を必要とする避難者には、一人ひとりの心身の状況に応じた生活ができるようハード・ソフト両面で配慮する。
- 移動の不自由な高齢者や障害者には、音声による情報提供を行う。
- 視覚障害者には、点字や音声等による情報提供を行う。
- 聴覚障害者には、文字や絵を組み合わせた筆談や手話、身振りなど目に見える方法で情報提供を行う。
- 固形食の摂取が困難な高齢者や障害者の食料に配慮する。
- 高齢者や障害者用に専用の洋式トイレを用意する。
- 要配慮者が必要としている援助の内容が分かるカード（ヘルプカード）の作成及び配布、日頃から携帯してもらうことの周知及び避難所でカードの提示を受けることになりうる者へのカードの確認の周知を実施する。

(3) 女性・子供への配慮

- 専用のトイレ、着替え・授乳場所、就寝スペース、キッズスペース等を確保する。
- 女性用トイレには、女性用品を常備するよう努める。
- 女性専用の相談窓口を設置する。

(4) 外国人への配慮

- 外国人には、使用する言語や生活習慣等に配慮する。
- 日本語の放送に合わせ、外国語による放送にも努める。
- 掲示板への記載及び案内表示については、イラストやピクトグラム（絵文字）、ふりがなや外国語表記のものを用意する。

- ・相談窓口には、通訳を配置するよう努める。
- ・資料は、外国語の資料も用意する。

(5) 性の多様性への配慮

- ・可能な限り性別に関わらず利用できるエリア（トイレ、更衣室など）を設け、その旨表示を行うよう努める。（例：性別区分のないトイレについて、「誰でもトイレ」「どなたでもご自由にお使いください」などと表示する）
 - ※なお、性別に関わらず利用できるエリアの利用については、必ずしも全ての当事者が希望するものではないことに留意する。
- ・当事者のニーズに応じ個別対応が可能か検討する。（例：当事者だけが利用できる時間帯の設定）
- ・性別に関わらず利用できるエリアを設けている場合は、その旨をホームページによる周知、案内板等による表示を行う。

(6) 避難所外避難者への配慮

ア 避難所外避難者への情報発信

避難所外避難者が受けることのできる支援等についても、避難所内の掲示板への記載、相談窓口の設置、防災行政無線・市町村のホームページ・SNS等の活用や、自治会、民生委員やボランティア等との連携等により広く情報が行き届くよう周知を図ること。

<発信すべき情報の例>

- ・食料及び物資の提供場所、時刻
- ・被災者生活再建支援法など生活に関する支援内容、窓口
- ・仮設住宅など住まいに関する支援内容、窓口
- ・災害廃棄物の処分方法
- ・エコノミークラス症候群や熱中症等に関する注意喚起（軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等）
- ・医療提供体制 等

イ 食料及び物資の提供

避難所外避難者にも避難所避難者と同等の食料及び物資の提供を行うことを原則とし、最寄りの避難所で提供する。

ただし、要配慮者など避難所に食料及び物資を受け取りに来ることが困難な者には、自治会、民生委員、ケアマネージャーやボランティア等との連携等により必要な食料及び物資の配布を検討する。

なお、地域の実情に応じて、車中泊避難者に円滑に食料及び弾性ストッキング等の物資を提供するための拠点場所（避難所でも可）を設置することも有効である。

ウ 避難所外避難者のニーズの把握

自治会、民生委員、ケアマネージャーやボランティア等との連携による聞き取り調査や、市町村のホームページやSNS等の活用等により、要配慮者など避難所やボランティアセンター等に行くことが困難な避難所外避難者のニーズの把握に努める。

避難所運営のための様式集

避難所の案内図、施設の配置図、各種の様式をあらかじめ作成する。

※ 様式の内容については適宜アレンジしてご使用ください。

- (1) 案内図（周辺地図）－省略
- (2) 施設の配置図（現況、使用予定図）－省略
- (3) 避難所名簿用紙（避難所用）（様式1）
- (4) 避難所名簿用紙（在宅避難用）（様式2）
- (5) 避難所名簿用紙（車中泊避難用）（様式3）
- (6) 避難所開設報告（様式4）
- (7) 避難所の運営会議要領（様式5）
- (8) 外泊届け用紙（様式6）
- (9) 取材者への注意事項（様式7）
- (10) 取材者受付用紙（様式8）
- (11) 食料・物資受入簿（様式9）
- (12) 食料管理簿（様式10）
- (13) 物資管理簿（様式11）
- (14) ペット飼育者名簿（様式12）
- (15) ボランティア受付簿（様式13）
- (16) 避難所生活の心得（様式14）
- (17) 避難所伝言掲示板（様式15）
- (18) 避難所の物資・資材等リスト（様式16）

避難所運営のための参考資料集

ジェンダー視点による避難所運営については、「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き」（県災害対策課作成）を参照すること。

また、各避難所のレイアウトをあらかじめ作成する。

※ レイアウトについては、以下の資料を参考にしてください。

- (1) 避難所のレイアウト例（「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第2版）について」（令和2年6月10日府政防第1262号他）より抜粋）

- (2) 避難所のレイアウト例（「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き」（埼玉県・令和7年3月改正）より抜粋）

(様式1)

避難者名簿用紙（避難所用）

避難所名		受付者	
------	--	-----	--

世帯単位で記入

住所	住所					自治会名			
(フリガナ) 氏名	続柄	性別	年齢	職業	避難日	配慮事項 (要介護度、 既往症の有 無等)	退去日	離散家族の 氏名・続柄	

(様式2)

避難者名簿用紙（在宅避難用）

避難所名		受付者	
------	--	-----	--

世帯単位で記入

住所	・		自治会名					
避難場所	・ 自宅 ・ その他の場所（ ）							
連絡先								
避難物資の 受取方法	・ 避難所で受け取ることができる ・ 自宅での受け取りを希望する（理由： ） ・ その他（ ）							
(フリガナ) 氏名	続柄	性別	年齢	職業	受取 開始日	配慮事項 (要介護度、 既往症の有 無等)	受取 終了日	離散家族の 氏名・続柄

(様式3)

避難者名簿用紙（車中泊避難用）

避難所名		受付者	
------	--	-----	--

世帯単位で記入

住所			自治会名					
車名			色					
車両ナンバー								
連絡先								
駐車場所	・避難所内（ ） ・避難所外（ ）							
避難物資の 受取方法	・避難所で受け取ることができる ・駐車場所での受け取りを希望する（理由： ） ・その他（ ）							
(フリガナ) 氏名	続柄	性別	年齢	職業	避難日	配慮事項 (要介護度、 既往症の有 無等)	退去日	離散家族の 氏名・続柄

(様式4)

避難所状況報告書（第1報）～開設後すぐ

※ 避難所を開設したら、災害対策本部までファックス（〇〇〇-〇〇〇〇）、メール又はWebコミュニケーションツールで送付してください。上記の手段が使えない場合には、下記通信欄の内容を（〇〇〇-△△△△）まで電話で連絡してください。

※ **第1報です。**わかる範囲で報告してかまいませんから、**速やか**に報告してください。

避難所名	
開設日時	令和 年 月 日 時 分
避難理由	避難指示 ・ 高齢者等避難 ・ 自主避難

災害対策本部受信者

報告日時	令和 年 月 日 時 分	報告者名	
避難所 連絡手段	FAX 電話番号 その他	—	—
避難所 の 状 況 等	避難者数・避難世帯数	人	
	避難所の応急危険度判定	世帯 未実施・安全・要注意・危険	
	ライフラインの状況	断水・停電・ガス停・電話不通・携帯電話不通	
緊急を要する事項（負傷者等の状況を中心に具体的に箇条書きで記入してください）			
参集した避難所担当者			
参集した施設管理者			

(様式5)

〇〇〇〇避難所運営会議要領

(目的)

第1条 〇〇〇〇避難所の運営について協議するため、〇〇〇〇避難所運営会議(以下「運営会議」という。)を設ける。

(構成)

第2条 運営会議は、会長、副会長、活動班の班長及び居住組の代表者各1名をもって充てる。

(協議)

第3条 運営会議は、避難所の円滑な運営を図るため、必要な事項について協議する。主な協議事項は以下のとおり。

- (1) 役員の選出
- (2) 避難所の運営方針
- (3) 行政機関への要請、申し入れ
- (4) ボランティアの受け入れ
- (5) マスコミ取材への対応方針
- (6) 避難所のルールづくり
- (7) 活動班の編成
- (8) その他必要な事項

(運営会議の組織)

第4条 運営会議には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 各活動班の班長 1名

(役員の職務)

- 第5条 会長は、運営会議を代表し、避難所の事務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときには、その職務を代行する。
 - 3 各活動班の班長は、班を総括する。

(活動班)

第6条 運営会議に、次の活動班を設ける。また、必要に応じて、活動班を新設、統合する。

(1) 総務班

避難者の管理、問い合わせへの対応、来客者への対応、取材への対応、郵便・宅配便の荷物の取り次ぎ、避難所運営の記録、困りご

と相談窓口の設置 など

(2) 情報班

情報収集、災害対策本部への情報伝達、避難所内の情報伝達など

(3) 食料・物資班

食料・物資の調達、食料・物資の受入、食料の管理・配給、物資の管理・配給など

(4) 施設管理班

危険箇所への対応、防火・防犯

(5) 保健・衛生班

医療・介護、衛生管理・感染症予防、生活用水の管理、ゴミ、トイレ、掃除、ペットに関すること

(6) ボランティア班

ボランティアの受入れ

(7) 避難者支援班

困りごと相談、交流の場の提供、要配慮者支援

(会議)

第7条 運営会議は、毎日 時に定例会を開催し、会長が議長となる。また、避難所の運営活動等のため会長が必要と認めるとき臨時に会議を開催する。

(疑義)

第8条 避難所の運営について、この要領に定められていない事項又は疑義が生じた場合は、その都度運営会議で協議して決定する。

(様式6)

(ふりがな)		居住組
氏名		
外泊期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (計 日間)	
同行者		
緊急の場合の連絡先 (希望者のみ)		

(様式8)

取材者用受付用紙

〈お帰りの際にも必ず受付へお立ち寄り下さい〉

受付日時 年 月 日 時 分		退所日時 年 月 日 時 分	
代 表 者	氏名		
	所属		
	連絡先(住所・TEL)		
同 行 者	氏名	所属	
取 材 目 的	※オンエア、記事発表などの予定：		
避難所側付添者 氏名		〈名刺添付場所〉	
特記事項			

(様式9)

月 日	受入時刻	品 名	数量(単位)	送 付 元	受入担当者
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				

(様式10)

月 日		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
長期保存 可能な 食品	米													
	レトルト飯													
	乾パン													
	インスタスープ													
	インスタラーメン													
	缶詰													
炊き出し 用の食品	生肉													
	野菜													
	生卵													
	練製品													
	生麺													
	果物													
飲料品	ミネラルウォーター													
	お茶													
	ジュース													
調味料	醤油													
	ソース													
	砂糖													
	塩													
	だしの素													
その他	粉ミルク													

(様式11)

月 日			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
衣料品	男性衣類	上着											
		ズボン											
		下着											
		靴下											
		パジャマ											
		防寒着											
	女性衣類	上着											
		ズボン・スカート											
		下着											
		靴下・ストッキング											
		パジャマ											
		防寒着											
	子供衣類	上着											
		ズボン・スカート											
		下着											
		靴下											
		ハビ服・肌着											
	生活用品	生理用品											
大人用オムツ													
乳児用オムツ													
ティッシュペーパー													
トイレットペーパー													
シャンプー・リンス													
石鹸・洗剤													
歯ブラシセット													
台所用品	鍋・フライパン												
	包丁												
	皿(平皿・深皿)												
	箸・スプーン・フォーク												

(様式12)

ペット飼育者名簿

	飼育者 (住所・氏名)	動物の種類	性別	体格	飼育 場所	毛色	その他 (退所日等)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

(様式13)

ボランティア受付簿

No.

受付日	年 月 日
-----	-------

(避難所名：)

No.	氏名・住所・電話	性別	職業	過去のボランティア経験の有無と その内容	
	氏名 住所 電話			有 ・ 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話			有 ・ 無	
	氏名 住所 電話			有 ・ 無	
	氏名 住所 電話			有 ・ 無	

氏名			有	
住所			・	
電話			無	
氏名			有	
住所			・	
電話			無	
氏名			有	
住所			・	
電話			無	
氏名			有	
住所			・	
電話			無	
氏名			有	
住所			・	
電話			無	
氏名			有	
住所			・	
電話			無	

(様式14)

〇〇〇〇避難所生活の心得

この避難所は、避難者自らによる助け合いや協働の精神により、自主的に運営されています。この避難所のルールは以下のとおりです。

- 1 この避難所は地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難者の代表からなる運営会議を組織します。
 - 運営会議は、毎日 時に定例会議を開きます。
 - 運営会議に、総務、・・・・の各班を避難者から編成します。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧するころを目処に閉鎖します。
- 4 避難者は家族単位で登録しています。新しく避難した方は総務班に連絡してください。また、退所する方は総務班に転出先を連絡してください。
- 5 犬・猫などのペットは、屋外のペットハウスで飼育してください。
- 6 職員室、調理室、保健室など施設管理上立ち入りことを制限する場所もあります。「立入禁止」「使用禁止」「利用上の注意」等の指示、張り紙には必ず従ってください。
- 7 食料、物資の配給は食料・物資班が行います。
 - 食料、物資等の配給は平等ですが、緊急の場合には、高齢者、子供、妊産婦などを優先します。
 - 食料、物資等は世帯ごとに配給します。
 - ミルク・おむつなど特別な要望は食料・物資班にお申し出ください。
 - 物資が不足する場合に、手持ちの食料などの提供を御願います。また、自宅に立ち入ることが可能な場合は、一度自宅に戻って、備蓄食料や毛布などを避難所にお持ちください。
- 8 消灯は、夜 時です。
 - 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
- 9 公衆電話は緊急用とします。携帯電話の使用は、所定の場所以外では禁止します。
- 10 所定の場所以外での、喫煙、飲酒を禁止します。また、裸火の使用も禁止します。
- 11 不審な人物を見かけたら、施設管理班まで連絡してください。
- 12 各種要望は、運営会議で検討して災害対策本部に要請しますので、各班までお申し出ください。

(様式15)

〇〇避難所伝言掲示板(例)

〇月〇日〇時現在

避難者の状況

食料の配給時間

物資の状況
・ 不足物資
・ 配布可能物資

清掃の時間

運営会議の開催
・ 日時
・ 場所

ライフラインの状況
・ 電気 ・ 電話
・ ガス ・ 鉄道
・ 水道 ・ 道路

災害対策本部からの連絡事項

本日の当直担当者
・ 昼
・ 夜

郵便物、宅配便の荷物の保管状況

他の避難所の状況

(様式16)

避難所の物資・資材等リスト

避難所名：

品名	数量	保管場所	メモ
マスク			
消毒液			
体温計(非接触型)			
体温計(その他)			
血圧計			
ポンプ式ハンドソープ			
家庭用洗剤			
タオル			
ペーパータオル			
ティッシュ			
ビニール袋			
使い捨て手袋			
使い捨てガウン(防護着)			
顔面防護具			
段ボールベッド			
間仕切り用パーティション			
ビニルシート			
ガムテープ等			
段ボール			
テント			
簡易トイレ			
仮設トイレ			

※ 必要に応じて適宜追加してください

(資料編Ⅱ-2-8-5) 避難誘導要領

(1) 避難誘導の基本的な考え方

- ア 園児、児童及び生徒の生命の安全保持を第一とする。
- イ 園児、児童及び生徒の恐怖心を大きくしないように、教師は的確な判断と毅然たる態度をもち信頼を失わないようにする。
- ウ 平素から、あらゆる機会をとらえて、集団行動の規律の徹底を図り、統一のとれた行動がとれるようにする。

(2) 避難場所の設定

避難経路及び避難場所は、一箇所だけでなく、第一、第二の避難経路及び避難場所を確保する。
なお、避難場所は、市町村の防災計画の避難場所と以下のことを検討の上確保する。

- ア 危険物保有施設の近くでないこと。
- イ 近くの建物から火災が発生しても安全な広さがあること。
- ウ 建物が倒れても安全な広さがあること。
- エ 傾斜地でないこと。
- オ 埋めたて地でないこと。
- カ 高圧線などがなくないこと。
- キ 深い穴、河川、低地及び崖付近でないこと。

(3) 避難要領

災害が発生したときは、適切な情報を得て的確な判断のもとに行動する。

- ア 地震発生時は混乱を招くので、原則として一時机の下などに退避し、第一震が止むと同時に次の退避措置をとる。
- イ 緊急事態の際は、学級又は学年が教師の指示に従って、それぞれ安全な場所に退避する。
- ウ 園児、児童及び生徒の掌握（人員点呼）、安全の確認をする。
- エ 家庭への連絡と園児、児童及び生徒の引き渡しを確実にする。